

環境省 説明資料

4月3日 地方創生に関する説明会

循環共生型の地域づくりの実現による地域経済循環の拡大(環境省)

これまでの地域経済

例えば、電気・熱等のエネルギー支出により、地域の資金が地域外(国外)に流出(全国平均で地域総生産の約1割)

①自立分散型エネルギーの活用による循環共生型の地域の創出

地域の資源・インフラを活用し、電気・熱を地域で創出し、地域で消費。地域主導の取組により地域外への資金流出を減らすことで資金が地域内で循環。環境省は、地域の計画策定及び計画に基づく取組を支援。

- 地域雇用の増加(再生可能エネルギーの導入・管理による地域企業の雇用増や人材の定着)
- 地域外への資金流出の減少による地域内経済循環(更に地域企業の収入増による地域経済活性化)

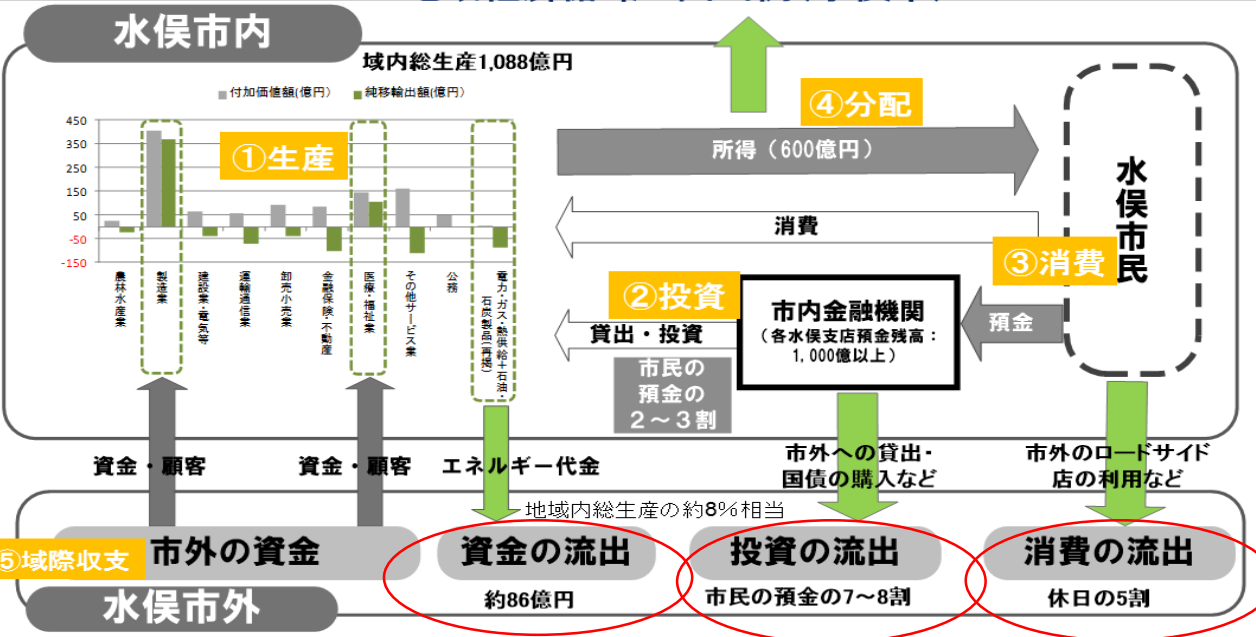
②循環共生型の地域の基盤である、生態系等の環境の保全や活用による地域活性化

鳥獣管理の強化、国立公園の整備、海洋ごみ対策

③循環共生型の地域の安心安全を支える適正な廃棄物処理・排水処理

廃棄物処理施設、浄化槽の整備

地域経済循環の図式例(水俣市)



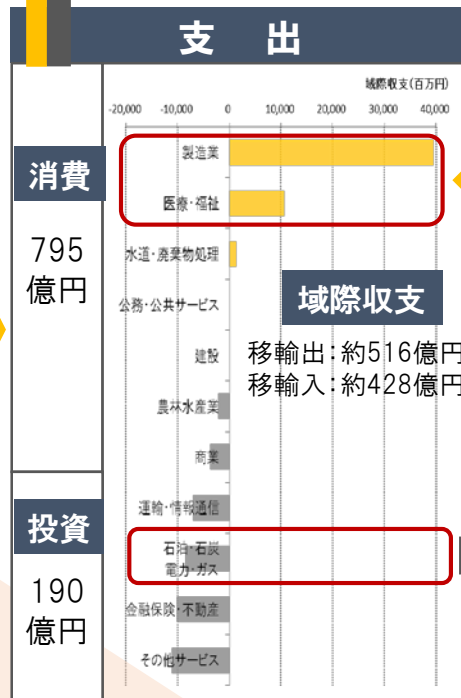
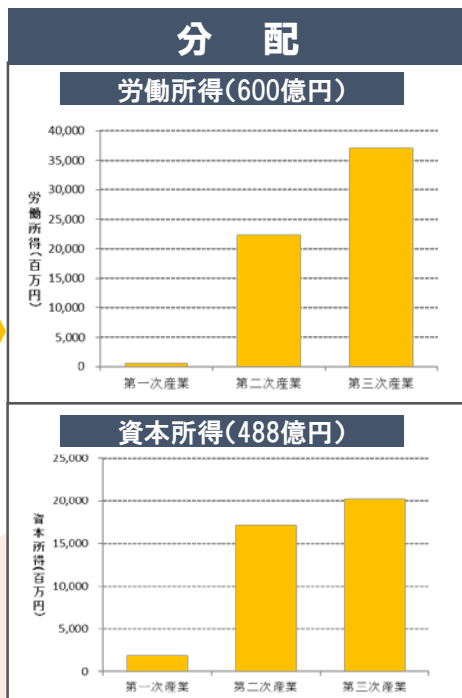
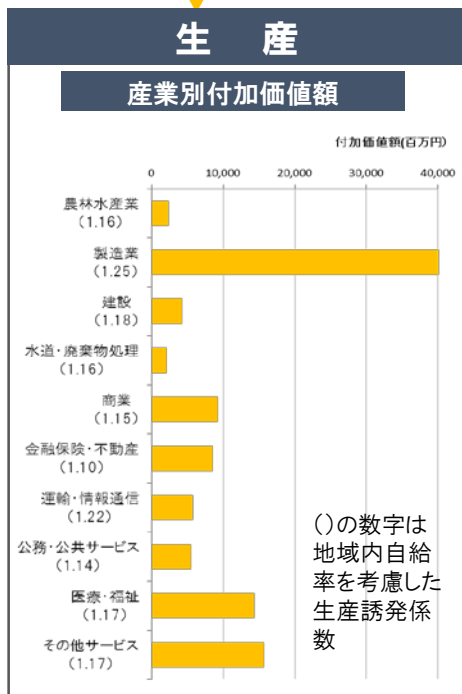
地域資源である再生可能エネルギー(風力、木質バイオマス、温泉熱、小水力等)や廃棄物エネルギーの導入、生態系サービスの利用(地産地消等)等により、域外へのエネルギー資金等の流出を防止し、地域経済循環を拡大



地域経済循環分析図の例(熊本県水俣市)

水俣市総生産(／総所得／総支出)1,088億円【2010年】

フローの経済循環



地域外

消費の流出:
休日の約半分

資金の獲得:
製造業、医療・福祉
産業

エネルギー代金の
流出:
約86億円
電気: 32億円
熱: 22億円
運輸: 32億円

投資の流出:
市民の預金約
1,000億円のうち
700~800億円

金融機関等

自然資本(環境)

例: 水俣川の流域すべてが市内に存在

人的資本

例: 高齢化の進行、内外から多くの来訪者

人工資本

例: 製造業の集積、九州新幹線

社会関係資本

例: 「もやい直し」によるコミュニティの再生

地域資源ストック: フローを支える基盤

環境省 平成27年度当初予算(一般会計)
地方自治体向け交付金等一覧

事業名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	事業概要	担当課室
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備 事業	946	20,000	大規模災害発生時において、生活環境の保全と衛生が保たれるよう、地域の災害対応拠点となり得る 廃棄物処理施設の整備を支援する。	廃棄物・リサイクル対策部廃棄 物対策課
災害等廃棄物処理事業費補助金	200	4,905	市町村等が、災害等のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業について、「廃棄物の 処理及び清掃に関する法律」第22条に基づき、要した経費	廃棄物・リサイクル対策部廃棄 物対策課
産業廃棄物等原状回復措置推進費補助金(特措法)	178	2,304	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に關する特別措置法(平成15年法律第98号)に基づき、平 成9年の改正廃棄物処理法の施行日以前に行われた不法投棄等事業について、支障の除去等を行う 都道府県等に対して財政支援を行うもの。	廃棄物・リサイクル対策部適正 処理・不法投棄対策室
ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業	200	-	平成28年度に改定されたポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基本計画に基づき、PCB廃棄物を使 用した照度・光安定器の処理施設が立地する地方自治体における安全かつ確実な処理が確保され るための環境整備事業に対し補助を行うもの。(北九州市、室蘭市)	廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課
循環型社会形成推進交付金	43,887	28,300	市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主 性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。	廃棄物・リサイクル対策部廃棄 物対策課、浄化槽推進室
廃棄物処理施設災害復旧費補助	30	568	災害により被害を受けた廃棄物処理施設について、地方公共団体等が実施する災害復旧事業の事 業費の一部補助に必要な経費。	廃棄物・リサイクル対策部廃棄 物対策課
公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,072	-	公害健康被害の補償等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により、都道府県知事又は同法第 4条第3項の政令で定める市(公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令(昭和62年政令第 368号)による改正前の公害健康被害補償法施行令第3条に規定する市を含む。)の長が行う公害健 康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付する。	環境保健部・保健業務室
水俣病総合対策費補助金	11,650	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、関係県市が実施す る水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策等に関する各種事業に対して補助を 行う。	環境保健部・特殊疾病対策室

(単位:百万円)

(単位:百万円)

事業名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	事業概要	担当課室
水民病総合対策施設整備費補助金	282	-	水民病発生地域の医療・福祉対策及び環境学習を推進するための施設整備等を行う補助事業者に 対し、関係県市を通じて補助を行う。	環境保健部・特殊疾病対策室
水民病対策地方償還費	2,767	-	熊本県が、水民病対策に係る県債に支障をきたさぬよう、その不足額の4/5を国が補助する。	環境保健部・特殊疾病対策室
海岸漂着物等地域対策推進事業	350	2,500	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等 の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」に基づき、地方公共団体等が実施する海岸 漂着物の回収・処理や発生抑制対策及び漂流・海底ごみの回収・処理等の取り組みに対する支援を 行うための経費。	水・大気環境局 水環境課海洋環境室
動物収容・譲渡対策施設整備費補助	95	-	自治体が所有者から引取り依頼等された犬及び猫については、動物愛護センター等の収容施設に収 容され、譲渡される機会を待つており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。 また、犬及び猫の殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の善処活動が推進するとともに、収 容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことか ら、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備(災害時において緊急に行うものを含む)に 対する支援(補助)を行う。	自然環境局総務課動物愛護管 理室
生物多様性保全回復施設整備事業	100	-	国の自然環境を代表する自然の特性を有し、生物多様性の保全上重要と認められる地域と生態学的 に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が地域の自然的社会的条件に応じて地域の生 態系を保全又は回復するための先進的・効果的な事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助 する。	自然環境局自然環境計画課生 物多様性施策推進室
自然環境整備交付金	1,385	-	地方自治体が国立公園において実施する公園利用施設の国際化対応及び老朽化対策のための施設 整備(案内標識・情報提供施設等の多言語表記化、歩道の再整備等)に対して、事業費の2分の1を上 限として支援する。また、国立公園等において実施する自然環境の保全・再生、自然とふれあつたための 利用施設(歩道、トイレ、遊歩小径等)の整備に対して、事業費の100分の45を上限として支援する。	自然環境局自然環境整備担当 参事官室
指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	500	1,301	ニホンジカ及びイノシシの生息頭数を10年後に半減するという目標を達成するため、改正鳥獣法に基 づき、都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業費の1/2以内を交付(平成26年度補正予算はモリ ル事業として実施するため、事業費の9/10以内を交付)する。	自然環境局野生生物課鳥獣保 護業務室
合計	63,642	59,878		

環境省 平成27年度当初予算(エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定)
 地方自治体向け交付金等一覧

(単位:百万円)

事業名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	事業概要	担当課室
先進的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン、パートナーシップ事業)	5,300の内数		地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業計画の策定・FS調査から再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、低炭素・循環・自然共生地域の統合的達成を具現化する。	総合環境政策局環境計画課、環境経済課 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 地球環境局地球温暖化対策課 自然環境局自然環境計画課、国立公園課
公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業	19,000の内数		地方公共団体が実施する、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入及び廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入を支援する。	総合環境政策局環境計画課 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	1,600の内数		環境配慮型の地熱利用を推進するため、既存の温泉の熱の多段階利用(温泉発電のみならず、温泉付随ガス利用、ヒートポンプ利用を含む)を支援するとともに、地盤環境保全モニタリングと組み合わせ、地中熱利用を支援する。	水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境課 地球環境局地球温暖化対策課 自然環境局自然環境整備担当参事官室
自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業	1,000の内数		基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防炎性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、地域やコミュニティレベルでエネルギーを「作り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。これにより、世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指す。	地球環境局地球温暖化対策課
設備の高効率化改修支援モデル事業	500の内数		自治体、民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・リニューアルにより大規模なエネルギー効率の改善と二酸化炭素の削減に直結するものに対して、部品交換・リニューアル等に必要経費の一部を補助する。	地球環境局地球温暖化対策課
低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	110の内数		各家庭に診断士を派遣し、家庭に於いた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイザーを行う診断実施事業に対して補助を行う。	地球環境局地球温暖化対策課
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	250の内数		廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入に当たり、廃棄物の適正処分を確保しつつ、太陽光発電の導入ポテンシャルの有効活用を促進するための方策を検討・実証する。	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課、産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
離島の低炭素地域づくり推進事業	1,352の内数		再生可能エネルギーの導入や省エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査に対する補助を行う。 離島の特性を踏まえた先進的な再生可能エネルギーの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助する。	地球環境局地球温暖化対策課

(単位:百万円)

事業名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	事業概要	担当課室
CCSによるカーボンマイナス社会推進事業	2,500の内数		二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を建設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する。	地球環境局総務課低炭素社会推進室
低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	7,300の内数		公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行う。	地球環境局地球温暖化対策課
合計	38,912の内数	0		

環境省 平成27年度当初予算(エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定)
 地方自治体向け交付金等一覧

(単位:百万円)

事業名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	事業概要	担当課室
放射線被ばくによる健康不安対策事業	594	-	1) ホールポライカウウンター性能維持事業 福島県内の自治体等が実施するホールポライカウウンターの校正等、性能維持に係る事業を支援する。 2) 健康管理に関するリスクコミュニケーション活動事業 市町村における個人線量計の配布による外部被ばく線量の状況を正確に把握し、住民とのリスクコミュニケーション活動を支援する。 3) 母乳放射能検査事業・新生児聴覚検査事業 育児者にとって特に新生児の健康に対する不安が大きいため、不安の解消を図るための事業を支援する。 4) 国民健康調査支援のための調査研究 住民の健康調査の不安の解消を図るため、放射線による健康への影響を網羅的に把握することを目的とした調査研究事業を支援する。	環境保健康部・放射線健康管理 担当参事官室
放射線監視等交付金	7,177	-	原子力発電施設等の周辺地域における放射能影響を調査するため、地方公共団体(原子力発電施設等立地・隣接道府県)における環境放射線監視を行うための必要な施設等の整備、原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等を実施するための経費を交付する。	長官府放射線防護課グループ 監視情報課放射線環境対策室
合計	7,771	0		

環境省 平成27年度当初予算(東日本大震災復興特別会計)
 地方自治体向け交付金等一覧

(単位:百万円)

事業名	平成27年度 当初予算額	平成26年度 補正予算額	事業概要	担当課室
災害等廃棄物処理事業費補助金	1,056		東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理するため、財政的支援を行う。	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	8,419		東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質汚染で発生した稲わら、牧草等の農林業系廃棄物のうち、放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものもの処理を促すため、当該処理に要する経費の一部を市町村等に対して補助する等の経費。	廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当専ら官室
循環型社会形成推進交付金	12,631		東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短時間で処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていることから、更新を含めた処理体制の再構築のために特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を行う。	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	176,009		「平成23年度3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応」に関する特別措置法及び同法に基づいて策定された基本方針等に則して、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、地方公共団体が行う除染等に要する経費。	水・大気環境局 放射性物質汚染対策担当専ら官室
原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	924		・県、市町村が住民のニーズを踏まえ放射線モニタリングに関する使途等を柔軟に選択・実施できるよう、福島県が基金を創設し、国は当該基金に必要な経費を交付する。 ・県、市町村は、当該基金を活用し、井戸水の核種分析や住空間周辺の空間線量率の測定など、住民のニーズに応じたモニタリングを実施する。	長官官房放射線防護グループ 監視情報課
合計	199,039	0		

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

今までの東日本大震災以降の動き
(制度的対応)

【政府全体】

災害対策基本法 (H25. 6. 21改正公布)
国土強靱化基本法 (H25. 12. 11公布)

➢ 防災・減災政策の一環として、災害廃棄物対策を位置付け。

環境分野の推進方針

- 自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新
- 広域的な処理体制の確保
- 災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備等
- **災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向け対策を推進。**
(国土強靱化基本計画 (H26. 6閣議決定))

【環境省】

廃棄物処理施設整備計画の改定 (H25. 5閣議決定)
「災害対策の強化」を明記

- 廃棄物処理施設を、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直す。
→ **広域圏ごと**に一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、**代替性及び多重性を確保。**
- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、**廃棄物処理システムとしての強靱性を確保**

その他、災害廃棄物対策に関する事業の成果

- 災害廃棄物対策指針 (H26. 3策定)
- 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて (H26. 3中間取りまとめ) 等

廃棄物処理システムの強靱化に向けた平成27年度事業の内容

(1) 大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

- 東日本大震災において、仮置場に集められた混合廃棄物の破砕・選別処理は、仮置場における建設機材や仮施設で処理されるケースが多かった。
- 既存の破砕・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなく、どの程度実際に利用可能か不明。

- 災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量の比較検討を行うための一連の手法について検討する。

(2) 大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

- 大規模災害発生時においても、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

災害等廃棄物処理事業費補助金

平成27年度予算(案)額 200,000千円
(205,714千円)

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む。)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

通常		阪神・淡路 大震災		東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記 以外
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーン ニューデール 基金	—	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%について交付税措置		震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

27年度予算(案)額：348百万円(206百万円)
26年度補正予算額：2,304百万円

●既に発生した不法投棄・不適正処理への対策

- 不法投棄等は行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去等事業を実施。



都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

産廃特措法に基づく支援

(平成10年6月16日以前の不法投棄等事業が対象)

- 産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。
- 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援

補助対象：都道府県、政令市
補助率：有害廃棄物1/2、その他1/3

廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援

(平成10年6月17日以降の不法投棄等事業が対象)

- 国・都道府県等・産業界が支障除去等事業の事業費を負担(3:3:4)。
- 各都道府県等は、国・産業界が出えんする基金からの支援を受けて支障除去等事業を実施。

補助対象：産業廃棄物適正処理推進センター
補助率：定額

循環型社会形成推進交付金

平成27年度予算(案)額48,097百万円(44,546百万円)
うち復興特会 12,631百万円(10,231百万円)
平成26年度補正予算額28,300百万円

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

ダイオキシン対策により集中的に整備した施設の多くが老朽化(全国1,188施設のうち築20年超:379施設、築30年超:169施設、築40年超:9施設)し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。



➤ 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。

【交付先】

- ・特定被災地方公共団体以外の市町村(一般会計)
- ・特定被災地方公共団体の市町村(復興特会)

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

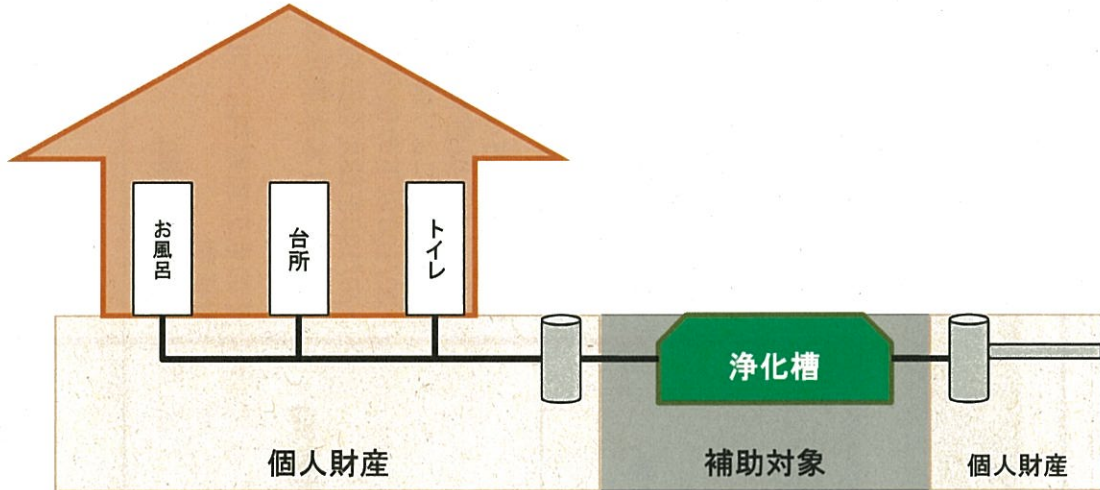
交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(公共)

平成27年度予算(案)額8,421百万円
 (平成26年度予算額:8,421百万円)
 支出先:市町村等

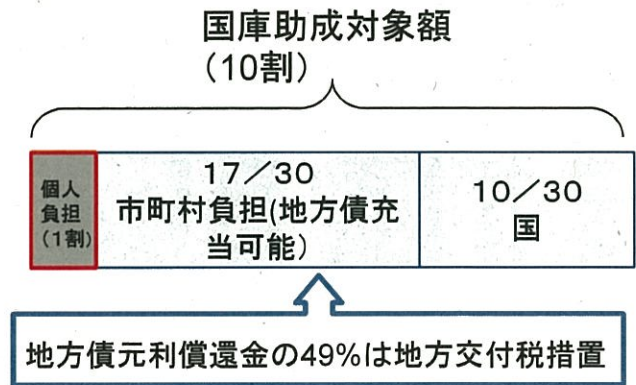
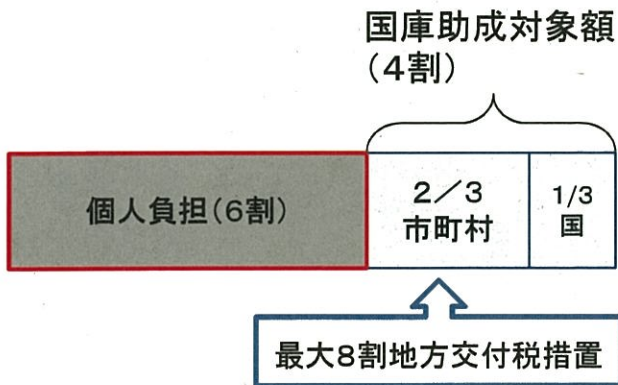


浄化槽設置整備事業 (S62~)

- 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- 個人が維持管理を行う。

浄化槽市町村整備推進事業 (H6~)

- 市町村が個人の住宅に設置する。
- 市町村が維持管理を行う。



注) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1/2となっている。

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助

廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の一部を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	<p>特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20/100以下の部分・・・80/100 ・20/100を超える部分・・・90/100 <p style="text-align: center;">(東日本大震災財特法)</p> <p>その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)</p>
地方財政措置	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について普通交付税措置</p> <p>※元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで)</p>	<p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について普通交付税措置</p>	<p>震災復興特別交付税により全額措置</p>

水俣病総合対策関係経費(「環境首都水俣」創造事業含む)

特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあたる限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

- 政府は、救済措置の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕
- 政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、③紛争の解決、④新規認定等の終了

救済を受けるべき方々を
あたる限りすべて救済

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

5. その他の取組

- 地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

取り組みの概要

平成27年度予算(案)額
11,982百万円(11,553百万円)
支出予定先:地方公共団体等

1. 水俣病被害者の救済のための措置

(補助率 8/10・1/2)

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

(補助率 8/10)

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施 (補助率 1/2)
- ②水俣病の経験及び教訓を国内外に発信し普及啓発する事業 など (民間請負)

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。

「環境首都水俣」創造事業

支出予定先：地方公共団体

平成27年度予算(案)額 269百万円 (253百万円)

【補助率 8/10】

水俣病発生地域では、1956年の水俣病公式確認以来半世紀以上にわたり、地域社会にもたらされた不幸な亀裂等により疲弊し、経済情勢も悪化した。水俣病問題の解決のためには、**地域の再生・融和、振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。**

ごみの高度分別など長年の環境と「もやい直し」(絆の修復)の取組の蓄積を生かし、「**環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり**」(水俣病特措法救済措置の方針：平成22年4月閣議決定)を実施し、**地域再生を牽引する強い地域経済構造の実現**に向けた先行事例を目指す。

環境価値の向上による経済基盤の強化

地域の環境資源を活用し、環境価値を向上させることによる振興策

- 環境大学院構想、市民協働の再エネ事業、環境ブランドの向上 など

心豊かな公共空間の構築

低炭素型都市構造に資する、水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点・空間を環境負荷の低減しつつ整備

- 駅前広場、温泉街 など



環境を軸に地域の経済循環の改善を目指す

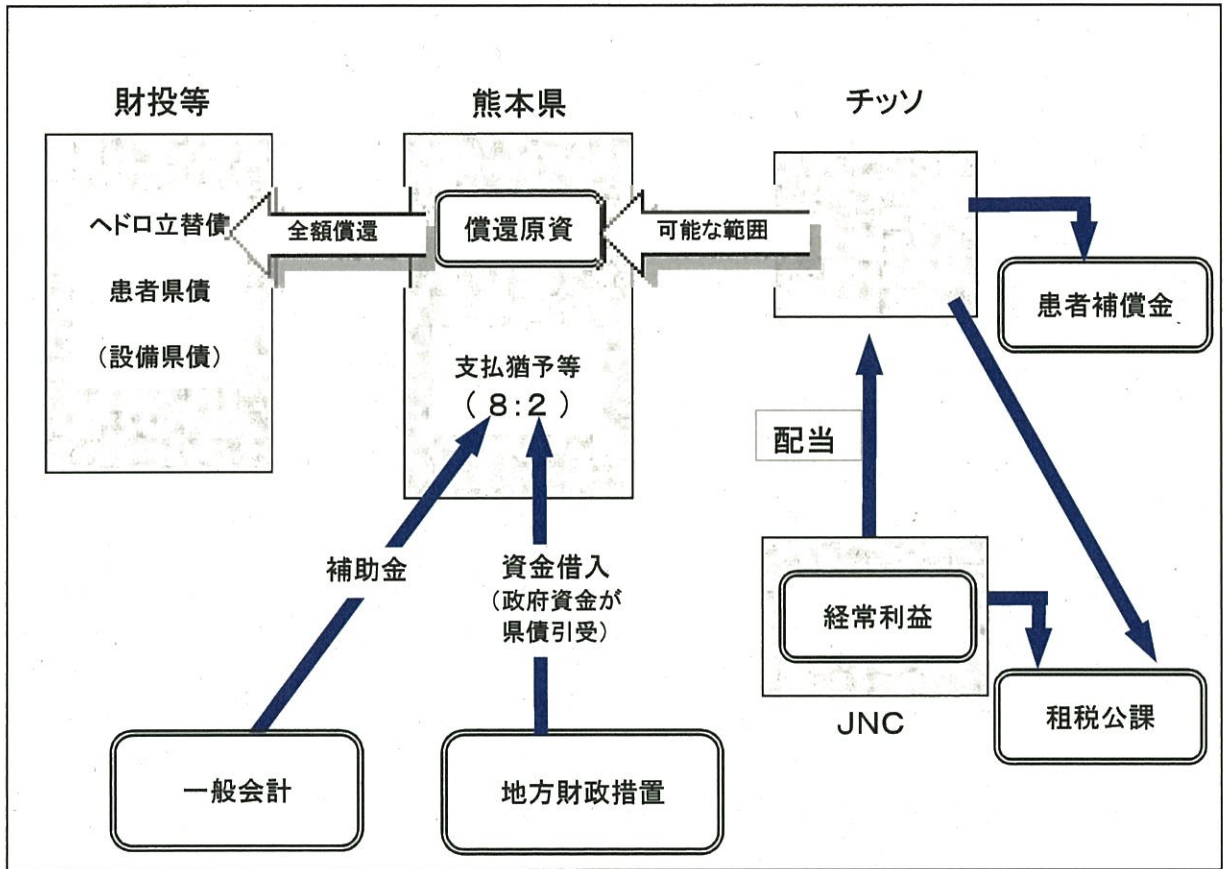
低炭素型観光の推進

観光地を結ぶ公共交通の利用促進、沿線の観光施設整備等によって、交流人口の増加を図りつつ低炭素型の観光を推進する。

- 観光列車・バスの導入、低炭素観光商品の開発等

水俣に関する水俣条約外交会議における「MOYAIニシアティブ」を踏まえ、**水俣発の環境再生・地域活性化モデルを発信**

水俣病対策地方債償還費フロー図



漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

平成27年度予算(案)額 438百万円(84百万円)

平成26年度補正予算額 2,500百万円

○海岸漂着物処理推進法
第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するたため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない

○海岸漂着物処理推進法附帯決議
海に困まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、(政府は)海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

○TEMM16共同コミュニケ
(日中韓)三大臣は、各国周辺海域の海洋ごみの状況や性状を理解するための会合開催や活動を促進し、NOWPAPの枠組みの下でデータベースの構築に協力することに合意した。

○海岸漂着物処理推進法
第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

①漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況の把握
- ・自治体によるモニタリング事業の整理

②漂着ごみ原因究明・発生抑制対策事業

- ・主要ごみの発生実態調査
(国内及び海外)
- ・効果的な発生源対策の検討
(広域連携による対策の検討)

③漂着ごみ等生態系影響把握事業

- ・日本沿岸における状況調査

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

①沿岸・沖合域におけるごみの

全国的・経年的な状況把握

②日中韓三国間における情報共有

(3) 海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物対策に補助金を交付し、支援。

地域計画策定事業(都道府県のみ)・・・補助率 1/2

回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9.5/10～8/10(地域の状況に応じて)

※平成28年度予算以降の回収・処理事業、発生抑制対策事業の補助率については、9/10～7/10(地域の状況に応じて)

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

実効的な発生抑制対策の実施

生態系影響の実態を踏まえた適切な対策の検討

海域のごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

海洋ごみに係る三国間での連携・協力の推進

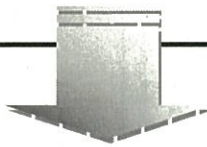
動物収容・譲渡対策施設整備費補助

平成27年度予算(案)額 95(95)百万円

支出先：都道府県、指定都市、中核市
補助率 1/2

(背景)

- 近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。
- 一方、都道府県等の収容施設に引き取られる犬及び猫の数は、平成24年度に約21万頭となっており、そのうち約16万頭が殺処分されている。
- 平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法において、都道府県等が引き取った犬猫については、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還や新たな飼い主への譲渡に努めるものとされた。
- また、改正動物愛護管理法を受けて改正した「基本指針」では、平成35年度までに、犬及び猫の引取り数10万頭を目指すこと、殺処分の更なる削減を目指すことを目標に掲げている。
- 犬及び猫の引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動とともに、収容後の譲渡機会の拡大が重要となっている。
- そのためには、収容・譲渡施設の拡充・改善を図ることが不可欠である。



動物収容・譲渡施設の新築、改築

◆ 保管施設の新築・改築・改修

（動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等）



◆ 譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）

（譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場）



生物多様性保全回復施設整備事業費 [予算(案)額 100百万円(103百万円)]

背景

生物多様性基本法

- ・国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域の保全等、必要な措置を講ずるものとする。
- ・国は、生物多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。



生物多様性の保全・回復を図るためには、生物多様性の保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における保全・回復を促すことが必要。

対象事業

- (1) 交付対象: 都道府県
- (2) 対象地域: 生物多様性保全上重要と認められる地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等
- (3) 事業内容: 生態系の保全・回復を図るための植栽、水路の整備、その他生物の生息空間の整備
- (4) 要件:
 - ① 全国的な観点から波及効果が期待される先進的かつ効果的な取組であること
 - ② 既存の国の支援事業の対象とされていない内容であること
 - ③ 学識経験者、関係行政機関、関係住民等からなる協議会を組織するなど、関係者間の連絡調整を行うとともに、科学的知見に基づき生態系の保全・回復の状況を監視し、順応的な方法により事業を実施する体制が確保されていること
 - ④ 事業終了後の一定期間についても、当該地域の自然環境の特性に応じたモニタリングとその公表が行える体制が確保されていること。
- (5) 交付金: 国費1/2以内

地域の生物・生態系の有機的なつながりの確保による一体的な生物多様性の保全・回復の促進



生物多様性保全回復整備事業
(生物の生息空間の創出)

(新) 自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 600百万円(0百万円)

国立公園には、その優れた自然景観に触れ、やすらぎ、感動や楽しみを得るために、年間約3億人以上の利用者が訪問している。また、「山の目」が制定されたことで自然環境への関心がますます高くなっており、国立公園等自然景観地の適正な利用を図っていくことが強く求められている。

政府方針として、『骨太の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)』に『2020年に向け、訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指す』と掲げられ、『観光立国の実現に向けたアクション・プログラム2014』に世界に通用する魅力ある観光地域づくりの一環として、『国立公園等において利用施設の高質化等を実施』と掲げられている。

- 大勢の訪日外国人をはじめとする自然・景勝地を楽しみたいという観光者のニーズに対応
- 日本を代表する自然景観地である国立公園の自然資源を活用

自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

(支出予定先：都道府県)

国立公園において、地方自治体が整備した公園利用施設の国際化対応(標識・情報提供施設の多言語化、公衆トイレの洋式化等)・老朽化対策(荒廃・破損した歩道の再整備等)のための整備について、その事業費の1/2を上限として支援

国立公園の利用施設について、国際化対応・老朽化対策のための整備を集中的に推進し、自然・景勝地観光を求める訪日外国人をはじめとする大勢の観光者の利用環境(利便性・安全性)を向上させ、地方への誘客に寄与し、観光の促進と地方の活性化を図る

(新) 自然環境整備交付金 (国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

国立公園内の地方自治体が
所有する国際化対応・老朽化
対策が必要な利用施設
(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人
をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境
を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方
自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

【集中的な施設整備】

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策のための整備に対して支援し、国が実施する直轄整備と平行し、集中的に推進

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
- 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道の多い歩道等の再整備など

【対象となる事業事例】

事業実施イメージ

【公衆トイレの洋式化】



(休憩所の多言語表記化)



(誘導標の多言語表記)



- 20 (老朽化した落下防止柵の再整備)

(利用が多い荒廃歩道の再整備)

自然環境整備交付金

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 785百万円(785百万円)

○趣旨

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

○制度概要

- ◆ 交付先：都道府県
- ◆ 交付対象事業：国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る施設を対象
(歩道、園地、休憩所、野営場、駐車場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設 等)
- ◆ 事業主体：都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額：総事業費の100分の45

＜交付金の流れ＞



栗駒国定公園

(須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

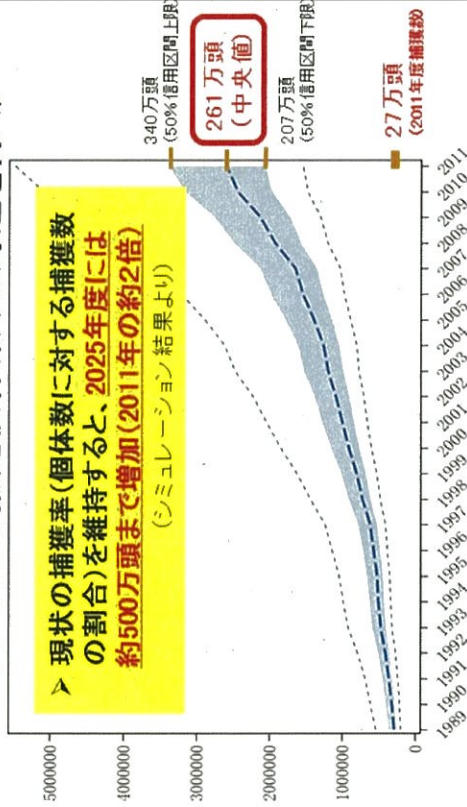
指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成27年度予算(案)額: 500百万円(0百万円)
 平成26年度補正予算額: 1,301百万円

【背景】

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月にシカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表

ニホンジカの推定個体数(北海道を除く)



→ 捕獲数の大幅拡大が必須

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

- 鳥獣保護法の改正により創設
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができるとするもの
- 指定管理鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシを指定予定

【交付金の内容】

- 対象鳥獣 : 指定管理鳥獣 (ニホンジカ及びイノシシを予定)
- 対象都道府県 : 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

○ 交付対象事業 :

- ① 実施計画策定等事業 (※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ 実施計画の策定のための調査、計画検討経費
 - ・ 事業効果の評価のための調査、評価経費
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業 (※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ ニホンジカ捕獲等事業
 - ・ イノシシ捕獲等事業

- 交付割合 : 事業費の1/2以内 (H26補正予算は事業費の9/10以内) (※平成27年度当初予算では特別交付税措置を要望中)

○ 交付の仕組み :





先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業)

平成27年度予算(案)額
5,300百万円(5,300百万円)

背景・目的

- 第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」「循環」「自然共生」「自然共生」の統合的達成を挙げている。この実現のため、各種基盤情報の整備や地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、低炭素・循環・自然共生地域の統合的達成を具現化する。

事業概要

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査支援

- ① 地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(間接補助)
- ② 里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域づくり事業(間接補助)
- ③ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(補助)

(2) 地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業

- ① 実行計画等に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援(間接補助)
- ② 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援(間接補助)
- ③ 里地里山等地域の自然シンボルを保全した先導的な低炭素地域づくり事業の支援(間接補助)

※(1),(2)とも農山漁村再エネ法の基本計画に位置づけられる事業も支援(農林水産省と連携)

(3) 地域主導型事業形成支援事業

- ① 再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)
- ② 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業(委託)
- (7) 自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の策定・FS調査(委託)
- (4) 地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務(継続事業分)(委託)
- ③ 地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業(委託)

事業スキーム

<間接補助事業> (1) ①,②, (2) ①,②,③



<補助事業> (1) ③



支援対象事業のイメージ

○ 低炭素設備導入を地域に広げる枠組みがある事業

【例】 公共施設等を低炭素化し、具体的な普及啓発等により地域に取組を広げる事業



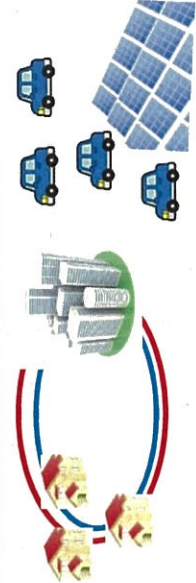
○ 事業による低炭素設備の導入によって地域の課題(生物多様性、環境教育、地域おこし等)の解決が図られる事業

【例】 バイオマス資源を地域で活用し、里山の保全を図る事業



○ 事業が地域的(面的な広がりを持つ)取組に基づくもの

【例】 街区単位でのエネルギー利用や、交通の低炭素化事業



期待される効果

- 地域における自律的・持続的な低炭素化事業の推進
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率向上、内容充実
- 地域特性に応じた低炭素・循環・自然共生の統合的達成モデルの具現化



公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業

平成27年度予算(案)額
19,000百万円(22,000百万円)

背景・目的

東日本大震災及び原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げた課題。

・災害に対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築
・低炭素な地域づくりの全国展開

- ① 防災拠点等への再生可能エネルギーの導入等
- ② 廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入

事業概要等

- ① 防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギー、未利用エネルギー、蓄電池等の導入事業を支援

間接補助事業

国 → 非営利法人 → 地方公共団体
(定額補助) (一部2/3)

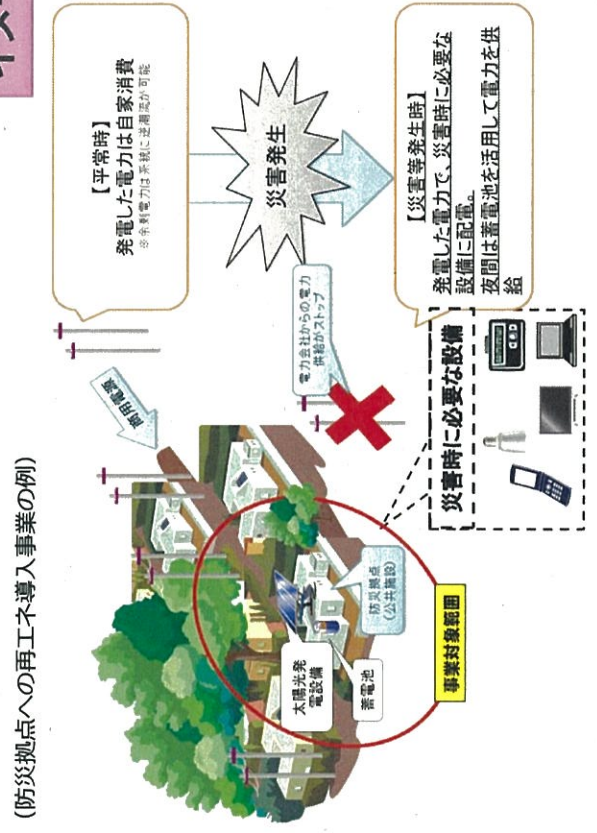
交付金事業

国 → 地方公共団体
国の負担割合：最大1/2

- ② 廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備の導入事業を支援



イメージ





地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

平成27年度予算(案)額
1,600百万円(1,600百万円)

背景・目的

- 我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要。また、地中熱利用の省エネポテンシャルは大きく、環境に配慮しつつ普及を促進することが必要。
- 地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。
- 地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

期待される効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギー地産地消による自立分散型社会構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率維持を両立する事業を普及

イメージ

・ 地域経済の活性化
・ 温泉という健康な生活の実現へ

事業化

- ・ 導入可能性調査
- ・ 熱需要調査
- ・ 導入計画策定
- ・ 地域での熱利用

ポテンシャル



発電



温泉熱



ヒートポンプ

地熱の段階的利用

温泉付随のスコアジェネレーション



地中熱

温度・用途に合った
利活用促進が可能

事業概要

環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。

(1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

①事業化計画支援

地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。

・ 補助先・補助率：①民間事業者等 2/3

②地方公共団体 定額 (上限1,000万円)

②温泉熱多段階利用推進調査

既存の温泉熱を連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

・ 補助率：定額 (上限2,000万円)

・ 補助先：都道府県に補助金を交付。

当該補助金を受けた都道府県が直接執行又は所管内地方公共団体又は事業者への間接補助

(2) 地熱・地中熱等利用事業

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し、低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援。

・ 補助先・補助率：①民間事業者等 1/2または1/3

②地方公共団体 2/3または1/2

③モニタリング装置等：定額(上限400万円)



自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

平成27年度予算(案)額
1,000百万円 (700百万円)

背景・目的

- 震災により浮き彫りとなった現在の大規模集中電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入に係る系統制御などの課題を克服し、低炭素社会を創出することが極めて重要。
- 地域においても、東北の被災地をはじめとして、災害に強いエネルギーシステムの構築へのニーズが高まっている。米国エネルギー省とも協力し、本事業を通じて、災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギー社会の構築に貢献することを目的とする。

事業概要

事業目的・概要等

- 基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防災性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、地域やコミュニティレベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。これにより、世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指す。

事業スキーム



実施期間：平成26年度～29年度（最大3年間）

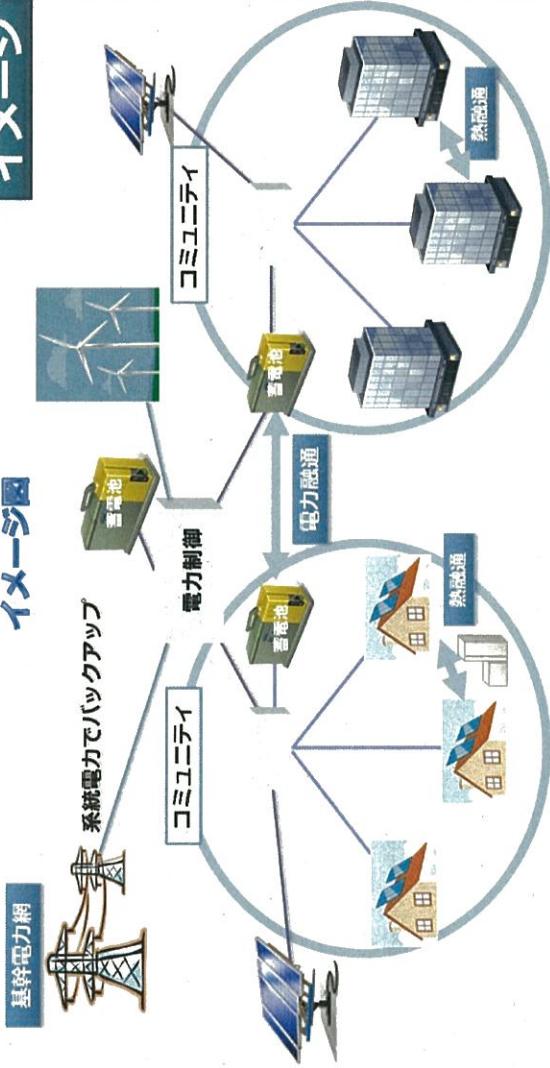
期待される効果

- 地域資源である分散型の再生可能エネルギーをベースとする自立・分散型低炭素エネルギーシステムの導入を全国的に展開し、防災性を向上させつつ、地域活性化と低炭素化を同時に実現。

目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の本格実証

- DOEとの協力により、自立・分散型エネルギーシステムに関する知見を共有。
- 再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術（需要の制御を含む）等を確立する。
- 都市部の商業地域や大規模住居コミュニティ等において実規模の実証を行う。
- 本事業により、再エネ・熱の効率的利用、電力損失の削減等を通じた大幅なCO2削減が可能システムを確立。
- さらに、電気等の融通により、災害時等のエネルギー供給を確保。

イメージ



災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギーシステムの技術実証により、低炭素社会の創出と地域活性化を同時実現



設備の高効率化改修支援モデル事業

平成27年度予算(案)額
500百万円 (新規)

事業目的・概要等

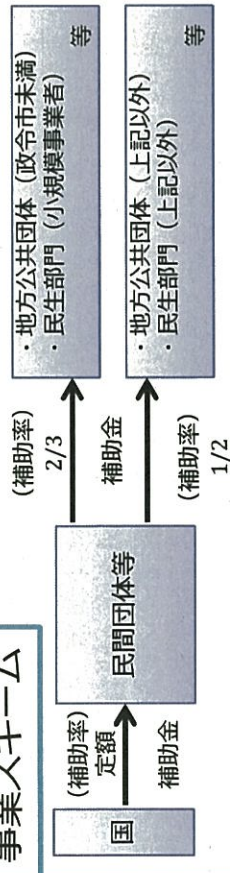
背景・目的

- 自治体の所有する各種施設や民生部門では、原油や電気料金等の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという**悪循環**に陥っている。
- しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情。
- この課題を解決するため、**機器全体ではなく、二酸化炭素削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニング**により、エネルギー使用量と二酸化炭素を削減できる、自治体の各種施設等において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルを確立する。

事業概要

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニングにより大幅なエネルギー効率の改善と二酸化炭素の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要経費の一部を補助する。

事業スキーム



実施期間：平成27年度～平成31年度

期待される効果

- 部品の交換のみにより、低コストでエネルギーコスト・二酸化炭素の大幅な削減を達成するモデルの確立。

イメージ



補助による部品の交換・チューニング

(例)

- コンプレッサ内の高効率モーターへの交換
- リチウム電池のセルの交換
- ファンベルトの交換
- 保温材の更新



● 低コストで大幅な二酸化炭素削減が

可能なモデルの確立

- 省CO2が進んでいない自治体・民生部門の施設における省CO2改修モデルの確立



低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

平成27年度予算(案)額
110百万円 (320百万円)

背景・目的

- 家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加している。
- 各家庭での意識向上をCO2削減行動へつなげ、低炭素ライフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要。
- 本事業では、家庭における着実な省エネを推進するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO2削減実現を目指す。

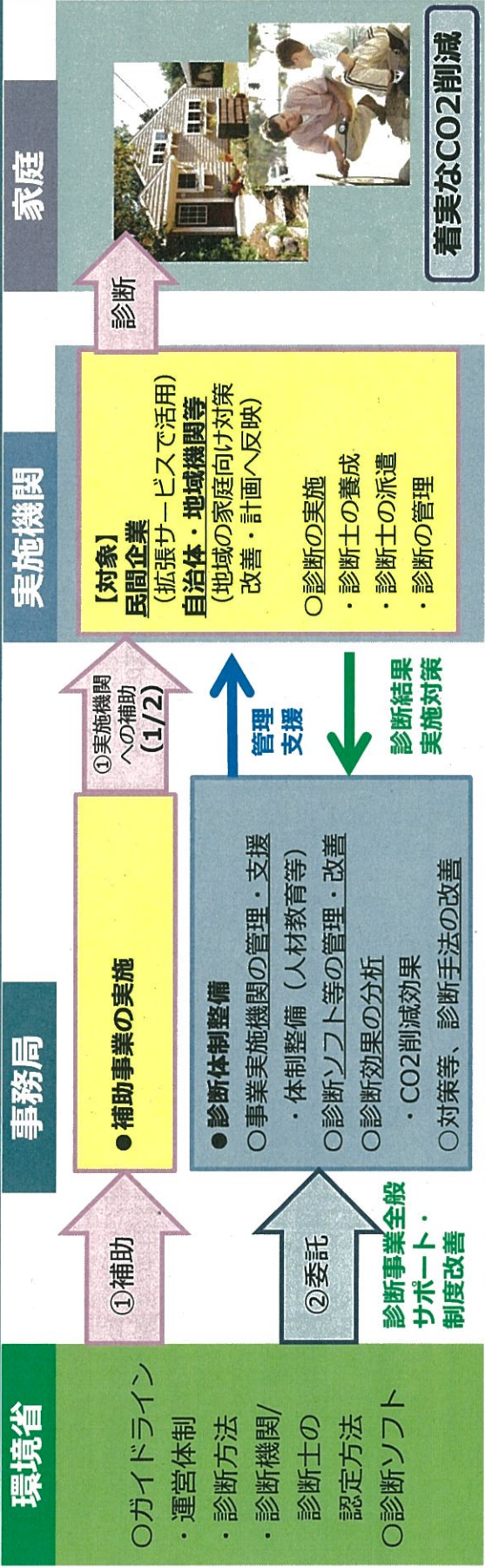
事業概要

- ①各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスをを行う診断実施事業に対して補助を行う。
- ②診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

期待される効果

- ・家庭における低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの省エネコンサルティングビジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。

事業スキーム



※診断ソフト・診断方法等のガイドラインは、平成25年度までに基盤整備
※個別の診断士については、別途資格試験において認定



廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

平成27年度予算(案)額
250百万円(250百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 再生可能エネルギーは、平成24年7月に開始した固定価格買取制度(FIT)の導入に伴い、全国各地で事業化が進展。
- 特に、短期間で事業化が可能な太陽光発電は遊休地などで大規模事業(メガソーラー)が展開。
- 埋立処分場等が終了した廃棄物最終処分場等については、1000万kW以上の導入ポテンシャルが存在しているものの、導入事例は限られている。
- このため、廃棄物の適正処分を確保しつつ、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証する。

事業概要

- (1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査 (50百万円)
- (2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助 (150百万円)
- (3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討(50百万円)

事業スキーム

- (1) 委託対象：地方公共団体及び民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (2) 補助対象：地方公共団体及び民間団体
補助割合：最大1/2
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (3) 委託対象：民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度

イメージ

- 埋立処分場が完了又は一部終了した一廃・産廃処分場や支障除去が完了した土地に太陽光発電を設置し、売電収益は維持管理費用にも充当することで、低炭素社会と循環型社会を統合的実現を目指す。
- しかしながら、①維持管理対策(排水処理、ガス抜き等)への配慮、②廃棄物の自重による沈下に伴う発電の不安定化についての対策について検証が必要。
- このため、(1)調査段階、(2)導入段階、(3)運用段階での調査・実証を実施して、知見を蓄積する。



期待される効果

- 太陽光発電の導入ポテンシャルの徹底活用
- 用途が乏しい廃棄物処分場跡地等の有効活用



離島の低炭素地域づくり推進事業

平成27年度予算(案)額
1,352百万円 (2,800百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 本土と系統連系されていない離島（オフグリッド）はCO2排出量が大きく高コストのディーゼル発電に依存。更に、系統が脆弱のため、再エネの大幅な導入拡大が極めて困難。
- 再エネに加え、需要側のエネルギー消費削減等もパッケージで導入し、離島の活性化、防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速。離島における自立・分散型低炭素エネルギー社会のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼地域への展開を図る。

事業概要

- (1) 再エネの導入や省エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査を補助する。
- (2) 離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助する。
(再エネ発電設備はFITとの併用不可)

事業スキーム



期待される効果

- 再エネ導入拡大・省エネの強化により、CO2排出削減のみならず、地域活性化や防災性の強化等を実現。
- 自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他地域へ展開。

イメージ

離島まるごと自立・分散型低炭素エネルギー社会構築

離島の地域資源を活用した再エネ導入



- 低炭素地域づくり事業化計画策定支援
 - 再エネ・省エネ等設備導入支援
- 蓄電池の活用等を含めた地域資源の再エネ導入、主要施設への省エネ設備の導入等により、地産地消の自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築

再エネ設備導入の例



省エネ設備導入の例





CCSによるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

平成27年度予算(案)額
2,500百万円 (1,243百万円)

背景・目的

- 本年承認されたIPCC第5次評価報告書第3作業部会報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられている二酸化炭素回収・貯留(CCS)について、環境に配慮しつつ導入を推進するとともに、我が国の技術を海外に展開し、世界全体の二酸化炭素排出削減に貢献する。

事業概要

【(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業(1,300百万円)【経産省連携】】

我が国周辺水域で、広域的な概査(2次元弾性波探査)、範囲を絞った詳細調査(3次元弾性波探査)等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。また、環境省の実証試験における貯留地点についても、候補の調査・抽出を行う。

【(2) 環境配慮型CCS導入検討事業(700百万円)】

二酸化炭素を分離回収するアミン系吸収液の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定する。

【(3) 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業(500百万円)】

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する。

事業スキーム

- (1) 委託対象：民間団体等
実施期間：7年間(26fy~32fy)
- (2) 委託対象：民間団体等
実施期間：9年間(26fy~34fy)
- (3) 補助対象：地方公共団体、民間団体等
実施期間：3年間(27fy~29fy) 補助率1/2

事業目的・概要等

<年次計画>

- (1) 26~29fy：弾性波探査
(26~28fy：概査、27~29fy：詳細調査)
29~32fy：ボーリング調査、総合評価
(2) 26~27fy：技術検討
28~31fy：技術実証
32~34fy：二酸化炭素圧入
32fy~：モニタリング
(3) 27fy：既設廃棄物発電施設への追設
28~29fy：廃棄物発電と組み合わせた導入・展開

期待される効果

- ・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入
- ・二酸化炭素排出量の大幅な削減



石炭火力発電所に設置された二酸化炭素分離回収設備

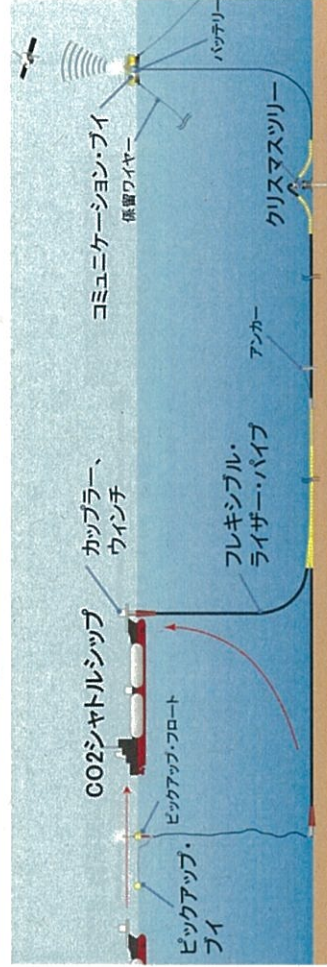


遮蔽層
(泥岩など)



貯留層
(砂岩など)

二酸化炭素の貯留に適した地層の調査



シヤトルシップ輸送・貯留システム(船から海底下へ直接圧入)



低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

平成27年度予算(案)額
7,300百万円 (9,400百万円)

背景・目的

- 今後、公共事業の多面的な展開が想定される中、**21世紀型の国際規範**となりつつある「**低炭素社会**」としての付加価値を合わせて創出することが必要。
- **社会システム構築**は公共性が高く**投資回収の考え方に馴染まない**一方で、今を逃すと長期にわたり**CO2大排出型システムのロックイン**が懸念されることから、**低炭素価値向上のため**の国による**財政支援が不可欠**。
- **日本の優れた・尖った技術**を用いることで経済活性化を狙う。

事業スキーム

間接補助 (平成25、26年度は基金により執行)



事業概要

公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素の排出が長期にわたり少なくなるとなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行う。

期待される効果

- 社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出

イメージ

【対象事業の基本的要件】 ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業 (規制等対策強化につなげる成果目標を設定)

- ② 公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めたCO2削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

環境省

補助金

交通体系整備に
当たったの低炭素価値向上

- <具体的な事業>
- 物流の低炭素化事業(国交省連携)
 - エコレールラインプロジェクト事業(国交省連携)

福祉・公共施設等の整備に
当たったの低炭素価値向上

- <具体的な事業>
- 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくり事業
 - 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業
 - 省CO2型福祉施設等モデル支援事業(厚労省連携)

次世代型社会インフラ整備に
当たったの低炭素価値向上

- <具体的な事業>
- 省エネ型データセンター構築事業(総務省連携)
 - 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(厚労省連携)
 - 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
 - 漁港の省エネ化実証事業(農水省連携)
 - 低炭素型の融雪設備導入支援事業

補助事業者

補助金

要件に基づく
厳格な審査

環境省ガイドラインに基づき、補助事業の当初段階&終了段階でCO2削減効果を分析・定量化(規制等による対策強化につなげる)

放射線被ばくによる健康不安対策事業

27年度予算(案)額594百万円(26年度予算額44百万円)〔支出予定先:福島県〕

福島第一原発事故による放射線の住民への健康影響

(福島県内の実測データ)

- ・事故直後4か月の外部被ばくは、99.8%が5mSv以下
- ・内部被ばくは、99.9%が検出限界以下(WBC)

(国際機関による評価)

- ・リスクは無視できる水準(WHO,2013)
- ・住民の被ばく量は少なく、今後も健康への影響が生じる可能性はない(UNSCEAR,2013声明)

ホールボディカウンターの校正性能維持のため、校正費用の交付



これらの事実関係を住民にわかりやすく、丁寧に説明していくことが重要

- ・市町村における、個人線量計の配布による外部被ばく線量の状況を正確に把握し、住民とのリスクコミュニケーション活動に対する費用を交付します。
- ・福島県内の育児者には、特に新生児の健康に対する不安が大きいため、不安の解消を図るための事業に対する費用を交付します。
- ・県民健康調査に付随する調査及び研究事業を支援して、住民の健康確保の不安の解消を図るための事業に対する費用を交付します。



放射線監視等交付金

71.8億円(68.6億円)

原子力発電施設、サイクル施設又は試験研究炉等の周辺における放射線量の影響を調査するため、原子力施設等周辺の放射線量調査並びに空気中、水中その他の環境における放射性物質の濃度変化の状況の調査及び変動要因の解明に関する調査研究を行うとともに、それらを行うために必要な施設、設備及び備品の整備を行います。

(交付対象道府県)

原子力発電施設等がその区域内において設置されている、若しくは設置が予定されている道府県又は隣接道府県が対象となります。

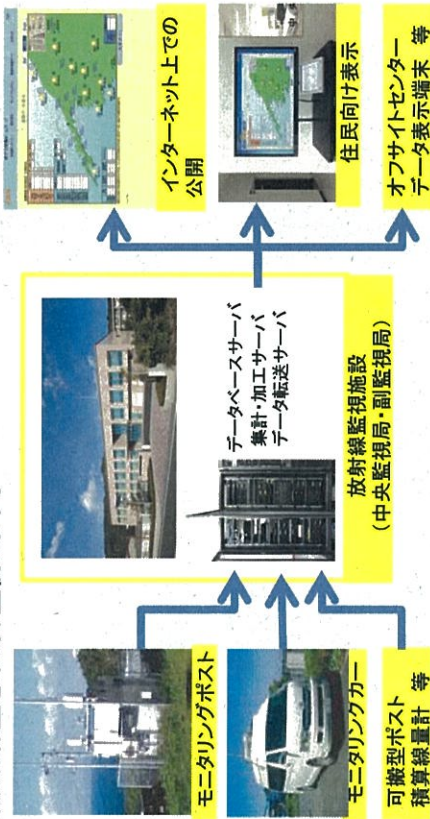
立地：16道府県(北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県)
 隣接：8道府県(富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県)

事業のスキーム



○空間放射線量測定

放射線監視のためのテレメータシステムを配備し、原子力発電施設等周辺の空間放射線量を常時、監視します。



○環境試料の放射能測定

原子力発電施設等の周辺で環境試料(土壌、雨水、海水、農産物、海産物等)を採取し、放射線物質の測定・分析を行います。



○地震情報の収集・提供

原子力発電施設等の周辺地域における地震に関する観測等を実施し、地域の住民に対して地震に関する情報を提供します。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

平成27年度予算(案)額 1,056,000千円
(21,223,061千円)

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

通常		阪神・淡路大震災		東日本大震災	
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューデール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

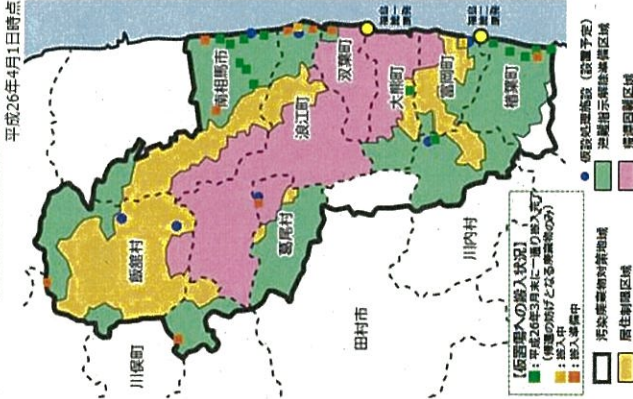
通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューデール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

平成27年度予算(案)額 138,681百万円(138,012百万円)

○対策地域内廃棄物の処理

汚染廃棄物対策地域の状況
平成26年4月1日時点



- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
- 仮置場、仮設処理施設を整備し、順次処理を行う。
- 平成25年12月26日に改定した対策地域内廃棄物処理計画を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

＜汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物の仮置場における処理状況＞



南相馬市 塚原仮置場
(H25年7月撮影)



浪江町 棚塩第一仮置場
(H25年12月撮影)

○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、処理施設を整備するとともに、必要な環境整備を行う。

減容化事業の例



福島市・堀河町終末処理場
下水泥仮設減容化施設



福島県中浄化センター(郡山市)における下水泥焼却事業

○農林業系廃棄物の処理

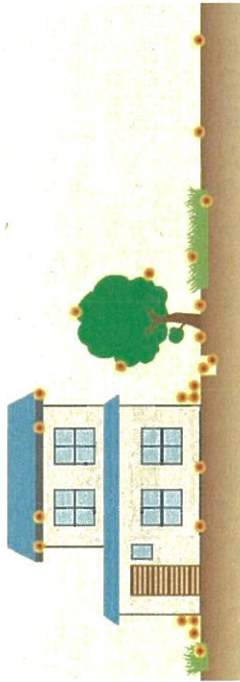
- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
- 補助対象者: 市町村等
- 補助率: 1/2



牧草ロールの収集

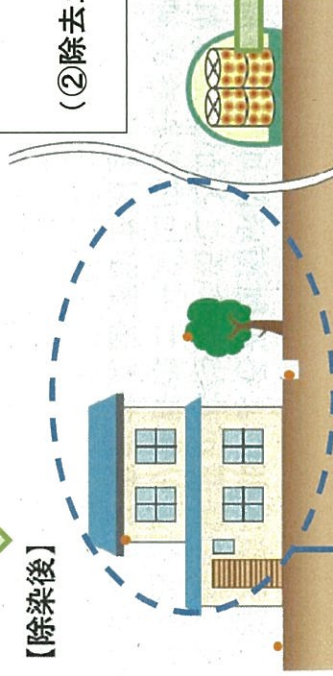
放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 415,333百万円(258,174百万円)

【除染前】



除染により放射性物質を取り除く
(①生活圏における除染・・・67,612百万円)

【除染後】

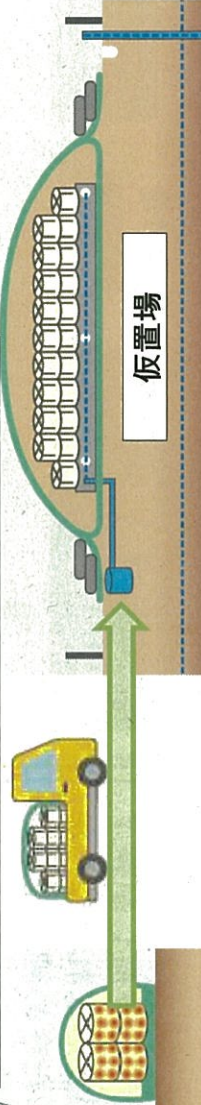


除染後は空間線量率をモニタリング
(③放射線量の監視・・・1,432百万円)

目的：放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減

概要：①除染特別地域における生活圏の除染の推進
②除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き
③除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
④除染実証事業等
⑤地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
⑥正確かつ分かりやすい情報発信等

除去土壌等は減容化して仮置き
(②除去土壌等の減容化、仮置き・・・167,873百万円)



除染特別地域における①～③の取組を実施するとともに、市町村による除染等に対する財政措置を実施(⑤地方公共団体に対する財政措置(176,009百万円))。

また、除染に関する知見の収集(④除染技術実証事業等(728百万円))や除染に関する情報発信(⑥正確かつ分かりやすい情報発信等(1,058百万円))も実施する。

原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金

9. 2億円（13.4億円）

<事業の背景・内容>

○原子力災害対策本部による避難指示区域等の見直しが完了し、今後住民の帰還が本格化することが見込まれることから、安心の観点より住民のニーズに応じたきめ細かな放射線モニタリングを実施する必要があります。

○このためこれらの地域において、福島県及び市町村が住民のニーズを踏まえ、放射線モニタリングに関する用途等を柔軟に選択・実施できるよう、福島県に対し必要な経費を交付します。

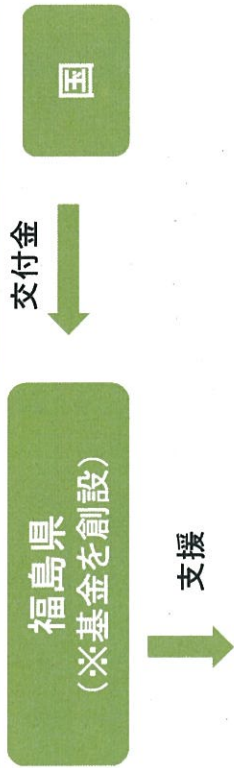
以下の取組を実施します。

- (1) 井戸水等のモニタリングに必要な機器の整備及びストロンチウム等の核種分析をするための費用を交付します。
- (2) 住民の個別要望に応えたモニタリングの実施に必要な費用を交付します。

<事業のスキーム>



<具体的な事業イメージ>



市町村が住民のニーズに応え自主的に放射線モニタリングを実施
 <支援対象事業例>

- ◆ 飲料等に資する井戸水等の定期的な放射線モニタリングの実施
- ◆ 住空間(住宅・生活道路等)周辺の放射線モニタリング実施
- ◆ 土壌を対象とした放射線モニタリングの実施



帰還する住民の安心の確保

環境省 平成27年度当初予算(一般会計)
民間事業者向け交付金等一覧

(単位:百万円)

事業名	平成27年度 当初予算額	事業概要	担当課室
山岳環境保全対策支援事業	103	山岳環境の保全のためには、特に、し尿処理施設が未整備の山小屋トイレを緊急に改善し、環境負荷を軽減することが不可欠である。従って、今後6年間で集中的・計画的にし尿処理施設等の整備を図ることとし、公共の補完的役割を山小屋等が行う場合に限定して、これを助成する。具体的には、山小屋等が公共的機能を發揮するために必要な環境保全施設の新設、増設を行う場合に、国はその事業経費の一部を補助する。	自然環境局国立公園課
生物多様性保全推進支援事業	75	地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地方自治体を含み、地域住民、NPO・NGO、事業者等により構成される地域生物多様性協議会に対し地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	自然環境局自然環境計画課
エコツーリズム地域活性化支援事業	62	国立公園等において、エコツーリズム等(ジオツーリズムを含む。以下同様。)を通じて地域の自然観光資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会(以下「推進協議会」という。)等に対して、エコツーリズム推進全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の1/2を助成する。	自然環境局総務課自然ふれあい推進室
協働型管理運営推進交付金	10	国立公園の適切な保全及び利用のための取組を関係者が協働で行っていくために、別途環境省の事業において設置された地方環境事務所、その他の国の出先機関、地方公共団体、公園事業者、公園管理団体等の機関が参画する協議会において、決定された事項に基づき、協議会、国立公園事業者、公園管理団体等が行う活動について事業費の一部を補助する。	自然環境局国立公園課

山岳環境保全対策事業

平成27年度予算(案)額 106,022千円(105,968千円)

○ 事業の目的

近年、中高年や女性登山者、訪日外国人旅行者による国立公園等の登山利用の増加に伴い、山小屋からのし尿、排水、廃棄物も急増し、水質の汚染が周辺の山岳生態系に大きな影響を与えている。このため、老朽化した山小屋トイレを日帰り登山者も利用できる公衆トイレとして、し尿処理施設等の新設・増設等を行う。

○ 事業の概要

- (1) 対象とする施設
山小屋等が整備する公共的機能を発揮するために必要な環境保全施設（公衆トイレ等）の新設、増設
- (2) 対象者
民間の山小屋等事業者、その他地域の活動団体等により構成される地域協議会及びその構成員であり、自然公園内の条件不利地（無車道等）に位置する山小屋事業者
- (3) 支援メニュー
① 環境配慮型排水・し尿処理施設
② 廃棄物の分別・処理施設
③ 給水施設
- (4) 補助率
対象事業経費の1/2（原則）
- (5) 平成27年度整備予定箇所
10箇所



ヘリコプター搬出方式



し尿分離型便器



尿処理器(活性炭等)



廃棄物処理機
(分別されたトイレット
ペーパーの焼却)

生物多様性保全推進支援事業

平成27年度予算(案) 額 75,000千円


国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



- 国内希少野生動植物種 89種
(2020年までに新たに300種を指定)
- 絶滅危惧種 3,597種

外来生物対策



アライグマの分布拡大

- 特定外来生物 113種
(H26.6月に交雑種やオオバナミズキンバイなど6種類、H27.1月にツマアカスズメバチを新たに追加)

重要地域の保全・再生

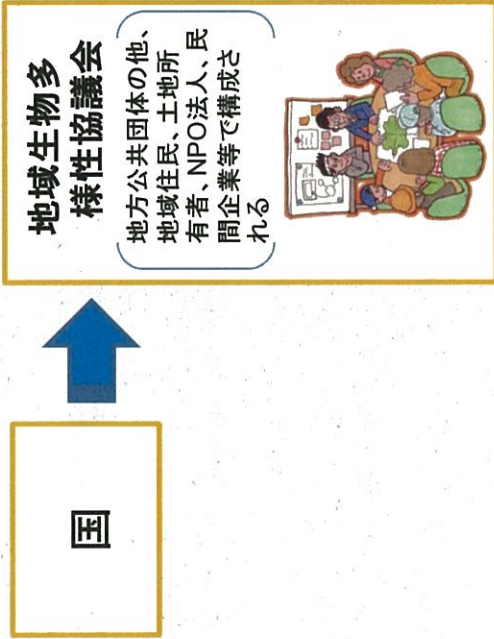


- 国立・国定公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、生物圏保存地域

■全てを国が直接対応することは困難 ■地域の主体的な取組が不可欠

地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の支援

交付金
(国費1/2以内)



事業内容

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的の活動(下記①～③のいずれか1つ以上に該当するもの)

- ①国内希少野生動植物種等対策
種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策
- ②特定外来生物防除対策
外来生物法に基づく特定外来生物の対策
- ③生物多様性保護地域保全再生
自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生



全国各地で地域の自立した活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

平成27年度予算額 617(661)百万円
支出予定先:民間団体等

日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

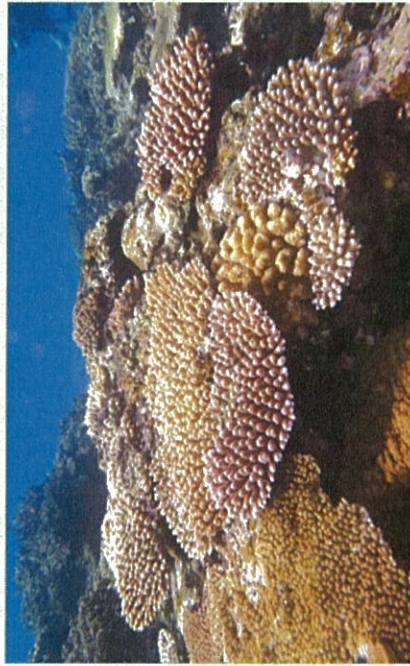
国立公園等の自然や自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有し、訪日外国人の関心も高い。



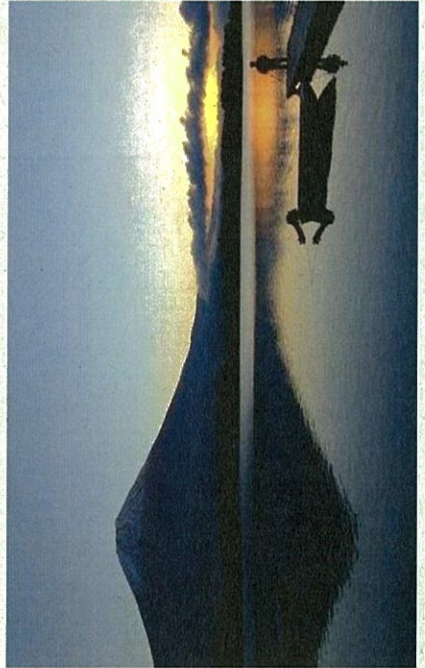
ポテンシャルの高い日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客呼び込み、地域を活性化。

目標

日本の自然の魅力の効果的な発信やより深く自然を体験するため必要なプログラム等を実施



我が国は、ポテンシャルの高い豊かな
すばらしい自然を多数有する



魅力をさらに引き出すプログラム等を実施

① 戦略的な情報発信

オリンピック・パラリンピック開催決定を機に、外国人旅行者の受け皿となるよう、国立公園の魅力を戦略的に発信。



② 質の高い保護管理

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



③ 地域との連携とプログラムの強化

エコツーリズム、ジオパーク、ボランテニア体制や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



利用者増 → 地域の活性化！！

エコツアーリズム地域活性化支援事業

～地域の自然や文化等をいかした地域活性化の取組への支援～ 平成27年度予算(案)額 62百万円
 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツアーリズム(ジオツアーリズムを含む。)の活動を支援する。

課題


- ガイド、コーディネーターの不足
- エコツアーリズムを進める上での地域ごとの課題
- 魅力的なエコツアー等の不足

エコツアーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与


エコツアーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援


- ・エコツアーリズムに取り組む地域協議会へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツアーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付
- ・1 地域協議会あたりの交付額の上限は1000万円



ガイド等の能力向上



プログラムづくり



エコツアーリズム
推進全体構想の作成



平成27年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託等事業

平成27年3月
環境省





目次

このパンフレットは、エネルギー対策特別会計を活用し、**エネルギー起源二酸化炭素排出抑制に関する対策を強力に推進するため**、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

民間団体向け事業

(1) 補助事業

事業名	ページ
地域低炭素投資促進ファンド事業	1
環境金融の拡大に向けた利子補給事業	2
エコリース促進事業	3
クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）	4
省 CO ₂ 型リサイクル高度化設備導入促進事業	5
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	6
先進対策の効率的実施による CO ₂ 排出量大幅削減事業	7
経済性を重視した CO ₂ 削減対策支援事業	8
先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（一部国土交通省・経済産業省連携事業）	9
モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）	10
中小トラック運送業者における低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）	11
“一足飛び” 型発展の実現に向けた資金支援事業	12
二国間クレジット制度（JCM）基盤整備事業のうち制度構築・案件形成支援	13
途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業	14

(2) 委託事業

事業名	ページ
廃棄物発電の高度化支援事業	15
風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）	16
洋上風力発電実証事業	17
バイオ燃料利用体制確立促進事業	18
潮流発電技術実用化推進事業（経済産業省連携事業）	19
先導的低炭素技術（L2-Tech）推進基盤整備事業	20
CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	21
未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	22
水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業（厚生労働省連携事業）	23
循環産業の国際展開に係る海外での CO ₂ 削減に向けた実証支援事業	24
「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業	25
エネルギー起源 CO ₂ 排出削減技術評価・検証事業	26

地方公共団体又は民間団体向け事業

(1) 補助事業

事業名	ページ
先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）	28
公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業（うち防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）	30
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	31
低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	33
地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業	34
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	36
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）	37
低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	38
自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業	43
離島の低炭素地域づくり推進事業	44
設備の高効率化改修支援モデル事業	45
CCSによるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	46

(2) 委託事業

事業名	ページ
木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）	47
風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業	48
再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	49

※平成 27 年度における各事業の内容は、政府予算案の国会提出時点のものです。

地域低炭素投資促進ファンド事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

27年度予算額(案) 46.0億円

目的・意義

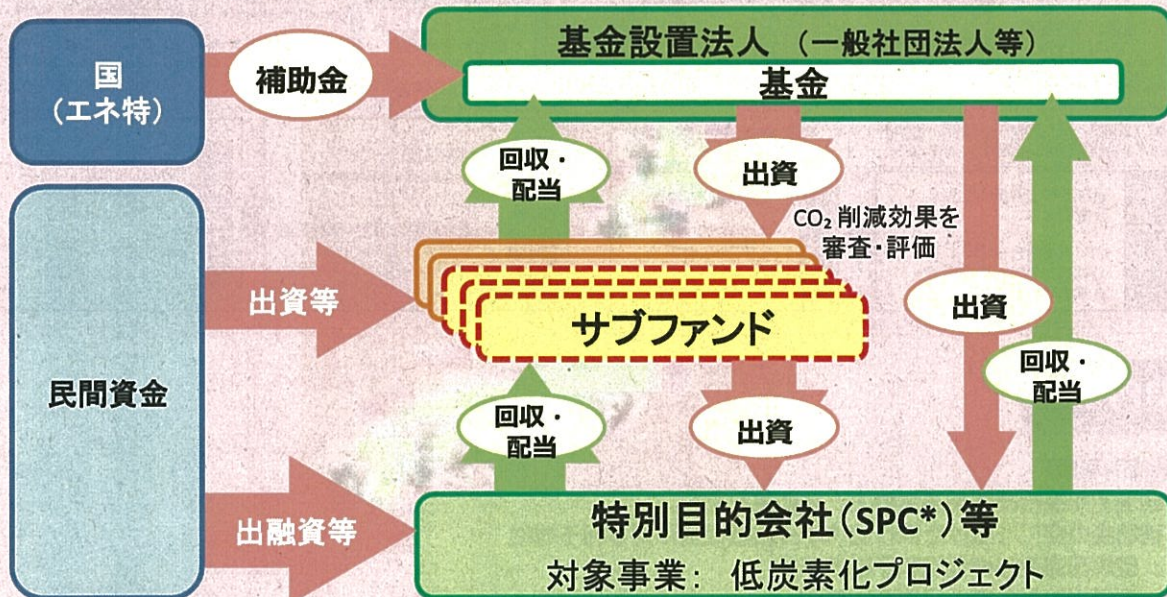
2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠です。本事業では地域における低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することにより、これらのプロジェクトに民間資金を呼び込み、低炭素化と地域活性化の同時実現を図ることを目的とします。

事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援します。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施します。

特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図ります。



*Special Purpose Companyの略。特定の事業のみを営むことを目的に設立される会社。

補助内容等

[基金事業]

- I. 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域低炭素投資促進ファンド」(基金)を運営
- II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援

1. 対象事業の要件:

事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。
事業を実施する地域の活性化に資すること。 等

2. 出資先:

対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

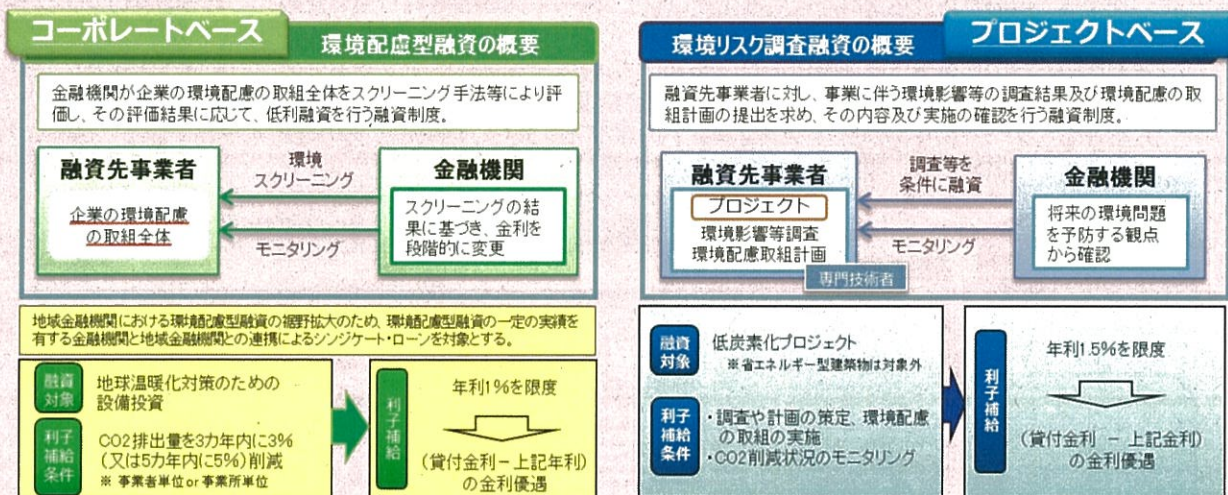
27年度予算額(案) 22.2億円

目的・意義

金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図ります。

事業内容

以下に掲げる利子補給事業を実施します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が執行団体を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた執行団体から金融機関に対し利子補給

1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境配慮型融資(*)のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資。

条件：融資を受けた年から3カ年以内にCO₂排出を3% (又は5カ年以内に5%)以上削減。

利子補給率：年利1%を限度

(*) 環境配慮型融資…金融機関が融資先の企業の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資。

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境リスク調査融資(*)のうち、低炭素化プロジェクトへの融資。

条件：CO₂排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングの実施。

利子補給率：年利1.5%を限度

(*) 環境リスク調査融資…金融機関が融資先のプロジェクトが及ぼす環境影響について、調査及び環境配慮の取組を求め、その内容及び実施の確認を行う融資。

エコリース促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

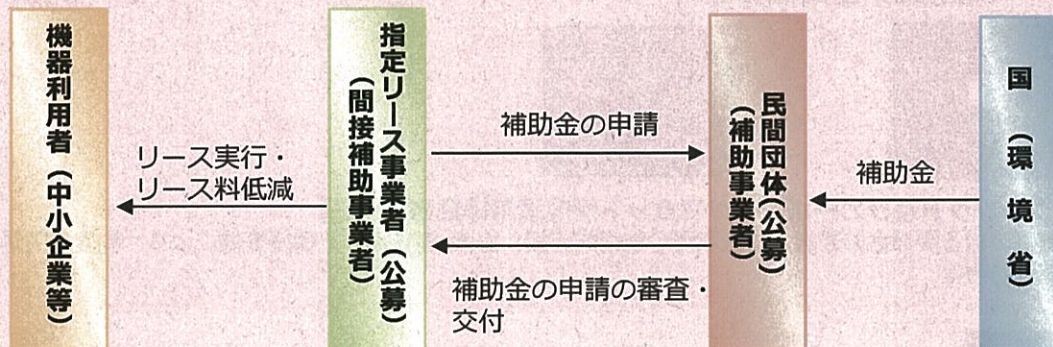
27年度予算額(案) 18.0億円

目的・意義

工場・事業所等で発生した温室効果ガスの排出量は1990年比で大幅に増加しており、当該排出量の大幅な削減が急務です。こうした課題の改善に向けて、低炭素機器の導入は効果的ですが、導入時に多額の初期投資費用(頭金)が必要となる点が障壁となっています。そのため、頭金が特に負担となる中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用して、低炭素機器の普及を促進することを目的としています。

事業内容

低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に助成(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は、中堅・中小企業や個人事業主等とし、他に国による補助制度がある場合には、本制度とどちらかを選択することとします。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が民間団体を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：指定リース事業者

2. 補助対象製品の例：

高効率ボイラー、コジェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

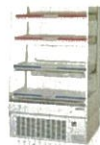
3. 補助率：リース料の3%又は5%を補助。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。

(補助対象製品のイメージ)



高効率ボイラー



高効率
ショーケース



高効率
冷凍冷蔵庫



ハイブリッド建機

クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室）

27年度予算額（案） 8.5億円

目的・意義

自主的に環境に優しい商品を選択するという消費者が約8割存在するというアンケート結果を踏まえ、消費者のニーズにマッチした商品を供給するために排出削減プロジェクト等によるクレジットを活用し、クレジットを創出する地域社会への資金環流を促進します。

事業内容

(1) 環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業（農林水産省連携事業）（補助）

- ①クレジットを活用した個別商品の開発や販売促進を支援することにより、地域へのクレジット販売収益の還元を加速化
- ②各地域における商品開発の相談窓口・マッチングを担う特定地域協議会の取組を支援し、更なる商品化を促進

＜環境貢献型商品の例＞



(2) J-クレジット及びカーボン・オフセット制度運用等業務（委託）

両制度に係る委員会の運営、認証取得の技術的支援、Web等を通じた情報提供により、制度の円滑な運用と信頼性を確保

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）
 1. 補助対象者：民間団体等
 2. 対象事業：環境貢献型商品の開発・販売促進事業
 3. 負担割合：定額

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：
 - (1) J-クレジット制度の運営事業
 - (2) 新規プロジェクトの方法論の策定支援事業
 - (3) 認証申請や検証等のプロセスの支援を通じたクレジットの創出支援事業
 - (4) カーボン・オフセット制度の運営事業

省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)

27年度予算額(案) 9.0億円

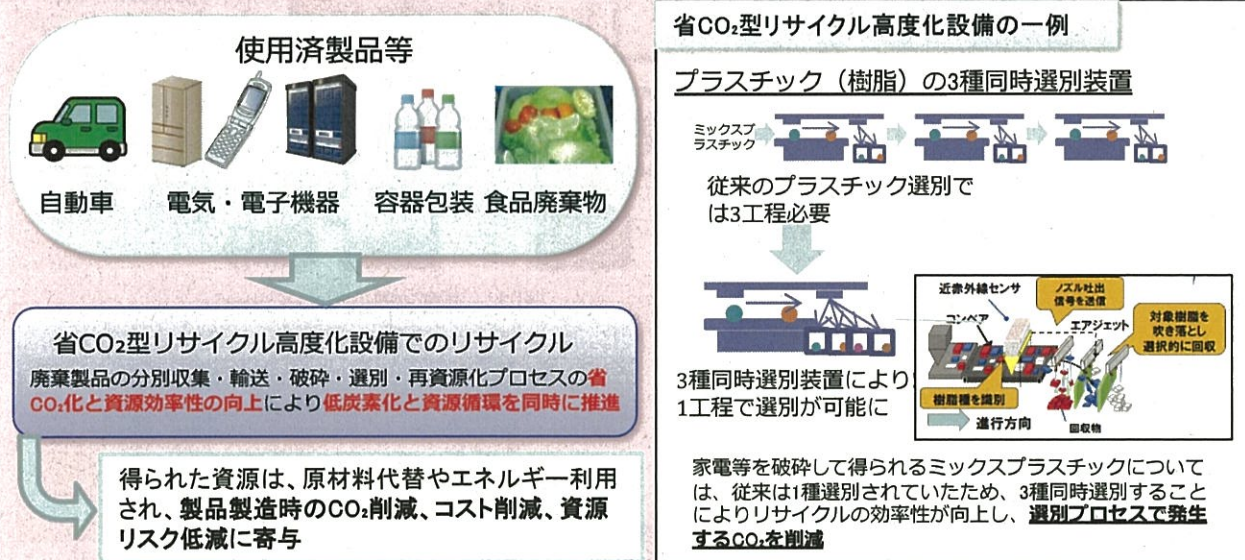
目的・意義

天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されますが、再生資源回収量の増加等に伴う二酸化炭素排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要があります。

本事業は、省CO₂型リサイクル高度化設備を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とします。

事業内容

自動車、電気・電子機器、容器包装、食品廃棄物等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備の導入に対して、補助を行います。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備を導入する事業
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課)

27年度予算額(案) 5.9億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物由来のエネルギーを有効活用する廃棄物処理施設の整備を促進することによって、エネルギー起源CO₂の削減を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設又は廃棄物等燃料製造施設の整備事業(新設、増設又は改造)について補助を行います。

<補助対象施設>

- (1) 廃棄物高効率熱回収施設
- (2) 廃棄物燃料製造施設

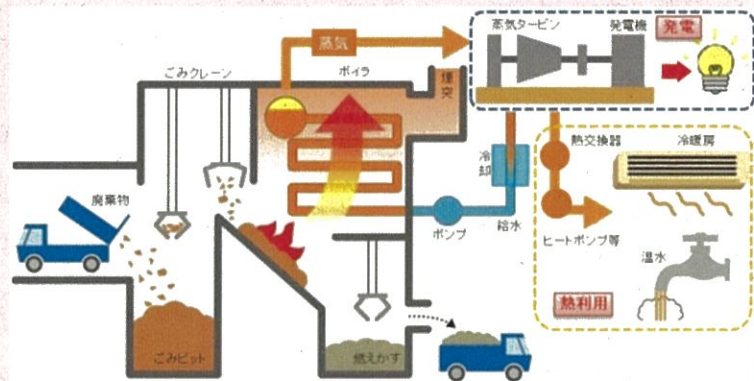


図1 廃棄物熱回収のイメージ

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：以下に掲げるすべての条件を満たす事業
 - ・一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの。
 - ・廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。(設置許可が必要なものに限る。)
 - ・地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの。
 - ・熱利用先または製造された燃料の販売先が確定しているもの。
 - ・その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等。
3. 補助内容：
対象経費の1/3を上限に補助

先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

27年度予算額(案) 28.0億円

目的・意義

業務ビルや工場等におけるCO₂排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO₂排出量の増加が著しい業務部門と全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的にCO₂排出量を大幅に削減するものです。本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

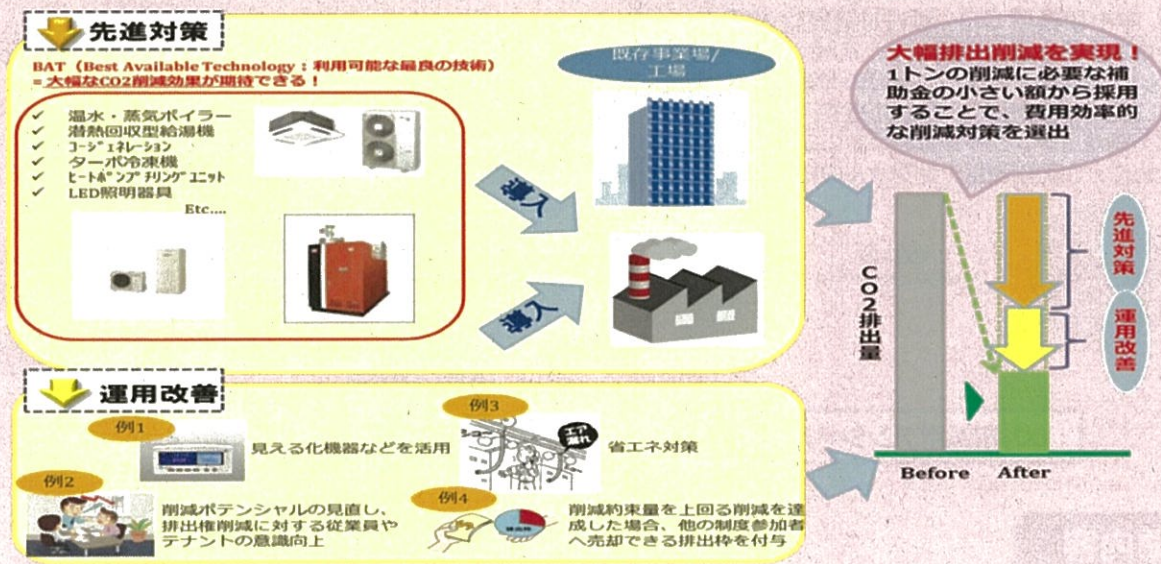
事業内容

(1) システム運用、削減量の検証業務(委託)

参加事業者の排出量・排出枠を管理するシステムの運用、事業運営のためのガイドラインの作成、CO₂排出量・削減量の検証等を実施します。

(2) BAT設備の導入補助(補助)

業務ビルや工場等において、環境省が指定する先進的な技術(BAT, Best Available Technology)水準を満たす設備を導入する事業者に対し初期投資費用の1/3を上限とした設備補助を行います。補助申請者には、導入した設備導入(先進対策)と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告していただきます。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：業務ビル等における環境省指定の先進的な技術水準を満たす設備の導入を行う事業
3. 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：システムの運用、削減量の検証業務等を行う事業

経済性を重視した CO₂ 削減対策支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

27年度予算額(案) 16.5億円

目的・意義

電力価格の上昇や火力発電量の増加に伴い、省エネ・省 CO₂ 対策がより一層重要となっており、「低炭素投資」(機器の運用改善や高効率設備の導入等)の大幅な促進が必要です。本事業では、CO₂ 削減ポテンシャル診断の実施からその結果の分析及び設備導入支援を通じて、工場・事業場における低炭素投資による CO₂ 削減ポテンシャルを洗い出し、その成果を踏まえた診断手法の在り方を検討しつつ、経済合理的な省 CO₂ 対策を事業者に促していくものです。

事業内容

(1) CO₂ 削減ポテンシャル診断

事業所(年間 CO₂ 排出量 3,000t-CO₂ 以上)における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、その結果に基づき効果的な CO₂ 削減対策を提案します。(定額補助)

(2) 大規模削減ポテンシャル調査・対策評価

工業団地等の大規模な削減効果が見込まれる分野において CO₂ 削減ポテンシャルを調査し、効果的かつ経済的 CO₂ 削減方策を導出し支援施策につなげます。

(3) CO₂ 削減対策分析

(1) CO₂ 削減ポテンシャル診断により得られたデータの分析及び情報発信を行い、対策導入を促進します。また、過年度事業のフォローアップ調査を行います。

(4) 中小事業所 CO₂ 削減対策実施支援

年間 CO₂ 排出量 3,000t-CO₂ 未満の事業所を対象に、CO₂ 削減ポテンシャル診断・対策提案¹を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施²を支援します。(1:定額補助、2:補助率 1/3(中小企業は 1/2))

(5) CO₂ 削減ポテンシャル診断手法の在り方検討

CO₂ 削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的で CO₂ 削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO₂ 削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行います。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 民間団体等

2. 対象事業: (1) CO₂ 削減ポテンシャル診断を行う事業
(4) 中小事業所 CO₂ 削減対策実施支援を行う事業

3. 補助割合: [診断事業] 定額、[設備補助] 対象経費の 1/3 を上限に補助(中小企業は対象経費の 1/2 を上限に補助)

委託内容

1. 委託対象者: 民間企業等

2. 対象事業: (2) 大規模削減ポテンシャル調査を行う事業

(3) CO₂ 削減対策分析を行う事業

(5) CO₂ 削減ポテンシャル診断手法の在り方検討を行う事業

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室)

27年度予算額(案) 63.8億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、**冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場**に使用される**中央方式冷凍冷蔵機器**並びに**小売店舗のショーケース**等に使用される**コンデンシングユニット**については、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした**省エネ型自然冷媒機器**を導入することによって、**使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減**と**冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減**を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場並びに食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる**省エネ型自然冷媒機器**の導入に対して**補助**を行います。

① 冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場



外観

空気冷凍システム

② 冷凍・冷蔵ショーケース等



CO₂ショーケース

(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査

途上国において、省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い発生する廃機器・廃フロンの回収・適正処理の体制を構築するための調査を行う。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(2) 既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業
3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を上限に補助(工事費を含む)
食品製造工場における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む)
食品小売店舗(ショーケース等)における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を行う事業
(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査を行う事業

モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）

（担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

27年度予算額（案） 3.5億円

目的・意義

運賃負担力が小さく、納期の制約が少ない循環資源は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源の輸送形態は陸送（トラック輸送）が約9割を占めており、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素化の余地が大きいのが現状です。

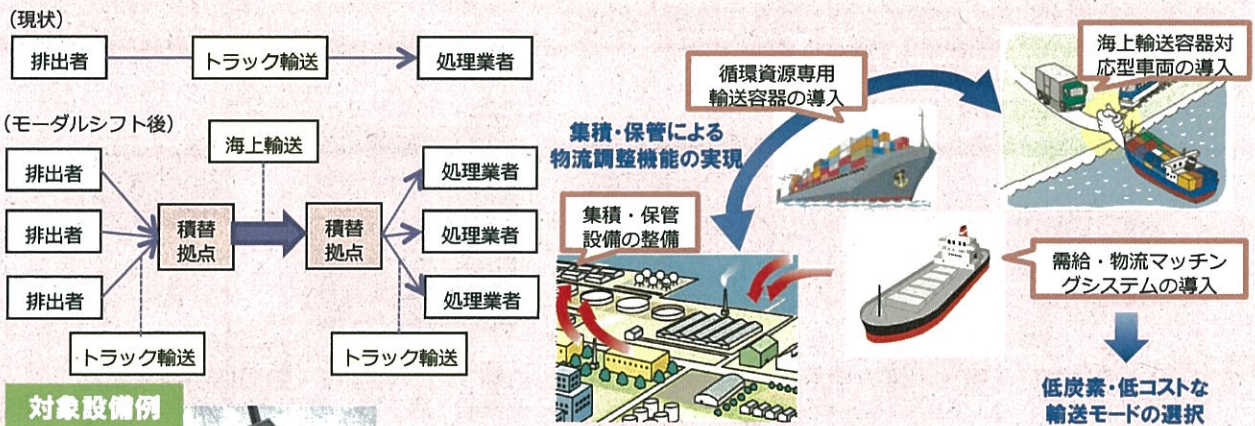
本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

事業内容

循環資源のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費（循環資源取扱設備の導入経費を含む。）に対して補助を行います。

低炭素型静脈物流システムとは

循環資源の排出から集荷、積替・保管、配船、リサイクル・最終処分施設への搬入に至る一連の工程を含む輸送システムのうち、モーダルシフトや輸送効率化等を通じてシステム全体からのCO₂排出量の削減を実現するもの。



対象設備例



循環資源輸送容器（コンテナ）及び循環資源運搬設備（シャーシ）の例

既存インフラの活用

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業
(2) (1)の事業の実施に伴って必要となる循環資源取扱設備の導入事業

(1)の対象経費	運航費、システム導入費、効果検証費等
(2)の対象設備	循環資源専用の輸送容器、運搬設備、集積・保管設備等

3. 補助割合：(1) 対象経費の2/3を上限に補助*
(2) 対象経費の1/2を上限に補助
*複数年度にわたる事業の場合、2年度目以降は1/2を上限に補助

中小トラック運送業者における低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

27年度予算額（案） 29.7億円

目的・意義

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い環境対応車両への買い替えを促進することにより、国内物流において大きな役割を果たしているトラック輸送におけるCO₂排出削減を図ります。

事業内容

中小トラック運送業者が保有する旧型車両の環境対応車両への買い替えを進めるため、補助金を交付します。交付に当たっては、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績を求め、これにより、エコドライブに対する事業者の意識の向上等を図ります。この取組により、営業用貨物車のうち、平成16年度以前（新長期規制前）に新規登録された車両の割合を平成24年度末比で20%以上低減することを目標とします。（平成24年度末：57%）



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：トラック運送業者（中小事業者に限る。）
2. 対象事業：中小トラック運送業者が保有する旧型車両の環境対応車両への買い替え
3. 条件：
 - ・平成16年度以前の事業用トラックから先進環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えに限る。
 - ・エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績報告を求めらる。
4. 補助額：大型車 100万円、中型車 70万円、小型車 40万円

“一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課国際協力室)

27年度予算額(案) 72.0億円

目的・意義

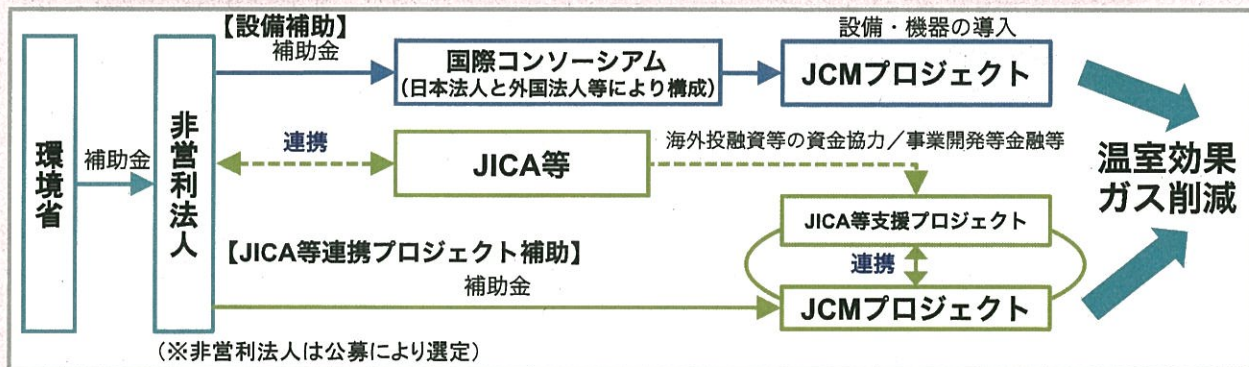
2050年に温室効果ガス排出を世界で半減させるとの長期目標を達成するため、優れた低炭素技術等を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように、我が国がこれまで蓄積してきた優れた低炭素技術やノウハウを途上国へ展開するための二国間クレジット制度(JCM)を活用した支援を積極的に実施します。

事業内容

(1) プロジェクト補助

途上国において二国間クレジット制度を活用したクレジットの獲得を目指し、優れた低炭素技術等を用いた設備の導入や国際協力機構(JICA)等との連携プロジェクトに対して補助を実施します。

- ・設備補助
- ・JICA等連携プロジェクト補助



(2) ADB 拠出

アジアにおける開発と低炭素化を同時に実現するため、アジア開発銀行(ADB)の信託基金に拠出を行い、ADBが実施するプロジェクトでの優れた低炭素技術の活用を推進します。

補助内容等

(1) プロジェクト補助

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：民間団体等
 2. 対象事業：
 - 【設備補助】エネルギー起源CO₂排出削減事業を実施できる設備・機器を導入する事業
 - 【JICA等連携プロジェクト補助】JICA等が支援するプロジェクトと連携するJCMプロジェクトのうち、CO₂排出削減効果の高い事業
 3. 補助割合：対象経費の1/2以下を上限に補助

(2) ADB 拠出

【拠出金】

- I. 環境省がアジア開発銀行の信託基金の資金を拠出
- II. 基金の対象事業

ADBプロジェクトにおいて、高いCO₂排出削減効果を期待できる優れた低炭素技術を追加的に導入する事業

二国間クレジット制度（JCM）基盤整備事業のうち制度構築・案件形成支援

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課国際協力室）

27年度予算額（案） 26.9億円

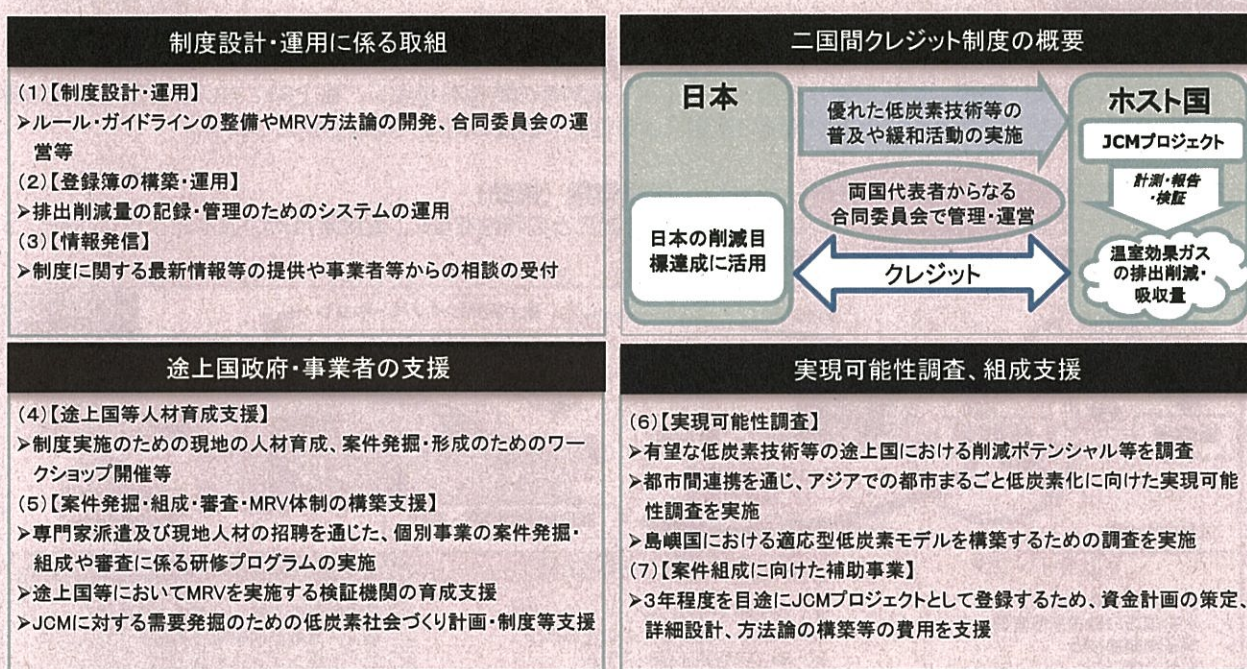
（一般会計の予算額（案）を含む）

目的・意義

我が国は、途上国における優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施による温室効果ガスの排出削減への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間クレジット制度（JCM）を構築・実施しています。

JCMの本格的な運用のための制度構築、JCMに関する国際的な理解の醸成やJCMの実施対象国の拡大に向けた取組、途上国における排出削減プロジェクトの組成及びアジア等の途上国における都市・地域等の単位での実現可能性調査を行います。

事業内容



補助内容

1. 補助対象者：民間企業等
2. 対象事業：(7) JCM 案件の組成に係る補助事業
3. 補助割合：定額

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 二国間クレジット制度の運用等事業
(2) 二国間クレジット制度登録簿構築運営事業
(3) 二国間クレジット制度の構築に係る情報収集・普及事業
(4) 二国間クレジット制度の構築に係る途上国等人材育成支援事業
(5) 途上国等における JCM 案件発掘・組成・審査・MRV 体制の構築支援事業
(6) 二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性調査事業

途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、国際地球温暖化対策室)

27年度予算額(案) 15.0億円

目的・意義

我が国の優れた低炭素技術は途上国でもニーズが高く、攻めの地球温暖化外交に不可欠ですが、日本の低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性があります。

このため本事業では、日本の低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的なリメイクを行い、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、途上国市場の獲得及びCO₂削減を同時に達成すること、それと同時に、こうした開発の過程で生み出されたイノベーションにより国内企業のグローバル競争力の強化を目的とします。

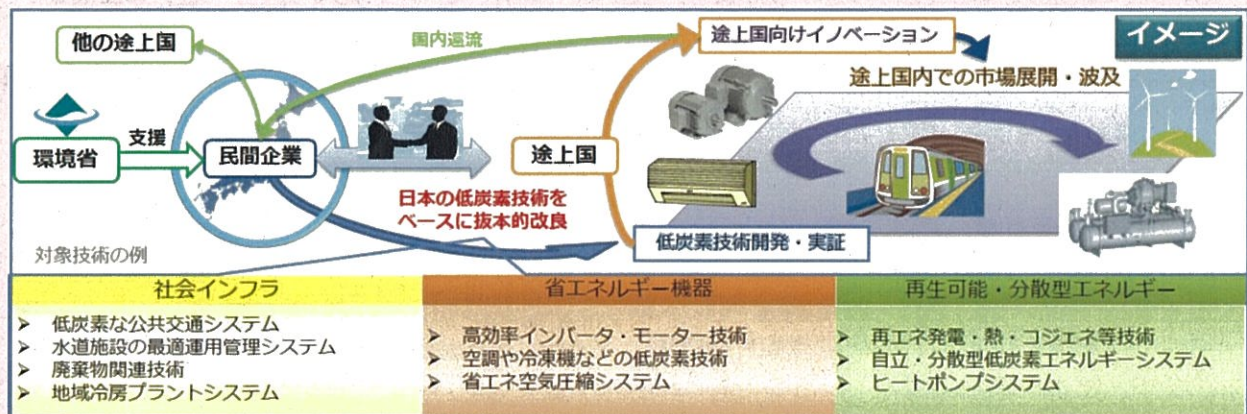
事業内容

(1) 途上国の低炭素技術リノベーション調査事業(委託)

途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮し、途上国において普及可能性の高い技術・製品のリノベーション(用途や機能の変更による性能や価値の向上)要素を抽出します。

(2) 途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業(補助)

途上国における低炭素技術の普及につなげるため、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：途上国ごとの特性を基にした低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う事業
3. 補助割合：中小企業：対象経費の2/3を上限に補助、中小企業以外：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 委託内容：途上国の低炭素技術リノベーション調査

廃棄物発電の高度化支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

27年度予算額(案) 2.2億円

目的・意義

東日本大震災以降、電力不足や原発に大きく依存してきたエネルギー戦略の見直しが迫られる中で、廃棄物発電についても、災害時の緊急電源や防災拠点としての機能、廃棄物系バイオマスの再生可能エネルギーとしての有効利用の観点から、地域のエネルギーセンターとして果たす役割は大きくなることが期待されています。

他方、電力システムに関する改革方針に基づき、小売及び発電の全面自由化等を柱とする電力システム改革が進められており、廃棄物発電が地域のエネルギーセンターとしての機能を高めるためには、電気事業法改正の動向等を踏まえ、廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームの構築が必要です。

以上を踏まえ、廃棄物発電の高効率化に向けた方策の検討、廃棄物発電のネットワーク化事業としての実現可能性調査等を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進を含めた廃棄物発電の導入・高度化を図ります。

事業内容

(1) 廃棄物発電の増強方策の実証

廃棄物発電によるエネルギー供給源としての貢献度を高めるため、廃棄物発電の処理段階(分別、前処理、焼却)ごとの個別技術、廃棄物発電施設のネットワーク化による増強、諸外国における先進事例について調査し、これらの調査結果を踏まえ、廃棄物発電(熱回収も含む。)の高効率化実現に向けての方策の検討を行います。

(2) 廃棄物発電のネットワーク化 FS 事業

廃棄物発電のネットワーク化に適した具体的なごみ発電施設を複数選定し、地域関係者と共同して、廃棄物発電施設や電力供給先の電力需給量の把握、電力需給を安定化するスキームの検討等を行い、廃棄物発電のネットワーク化事業としての実現可能性を調査します。

(3) 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用促進

具体的な市町村等を選定し、メタン化施設を中心に、技術的、経済的実現可能性を踏まえた廃棄物処理システムの検討を行い、その成果を踏まえ、地域のタイプごとに適当な処理システム及びその導入方策・導入効果を整理します。また、その内容を踏まえ、廃棄物系バイオマスの利活用システムの導入マニュアルを作成し、市町村等に周知します。

(4) 3つのガイドライン*の導入支援

市町村等に対して、廃棄物発電の導入・高度化に向けて、3つのガイドラインの導入の技術的支援を行います。

*…「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 対象事業：
 - (1) 廃棄物発電の増強方策の実証
 - (2) 廃棄物発電のネットワーク化 FS 事業
 - (3) 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用促進
 - (4) 3つのガイドラインの導入支援

風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）

（担当：総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室）

27年度予算額（案） 11.7億円

目的・意義

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの導入を拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電（以下「風力発電等」という。）については、騒音、動植物（バードストライク等）及び景観等への環境影響が懸念されています。

風力発電等の導入に当たり、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境影響評価に活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）のデータベース化及びその提供を通じて、質の高い環境影響評価を効率的に実施できるようにします。

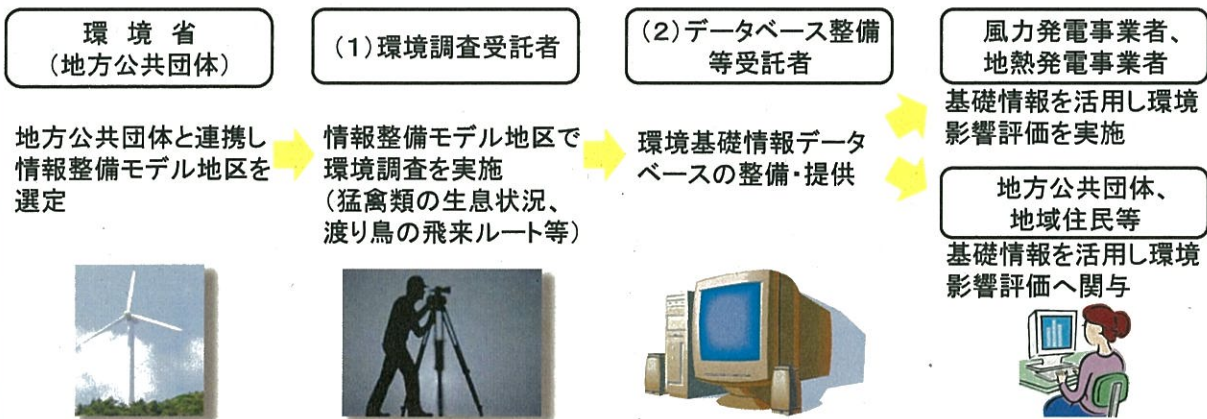
事業内容

(1) 環境基礎情報の調査

風況や賦存量等の情報により風力発電等の適地と考えられる地域の中から、地方自治体と連携の上で、本事業の対象となる情報整備モデル地区を選定し、当該地区において環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）を調査・収集します。

(2) 環境基礎情報の整理・公開等

地方公共団体等が有する動植物分布情報や、国内外の技術情報等、全国の既存情報を収集・整理し、(1)の調査結果とあわせてデータベースとして整備・提供します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査等を行う事業
(2) 全国既存情報の収集・整理及びデータベースの整備・提供等を行う事業

洋上風力発電実証事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 17.7億円

目的・意義

我が国は、排他的経済水域が世界第6位の海洋国であり、洋上には風力発電の大きな導入ポテンシャルを有することが明らかになっています。

本事業では洋上風力発電のうち、水深が深い海域に対応する浮体式について、環境省が平成22年度事業で実証事業実施候補海域として選定した長崎県五島市花島周辺において2MW級の実証機1機を外洋域に設置・運転する実証事業を実施し、早期の実用化を目指します。

事業内容

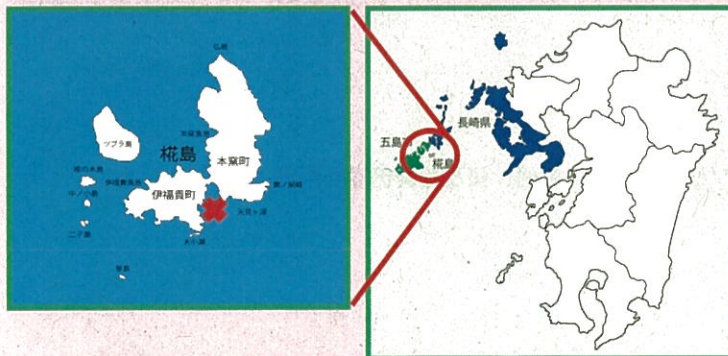
洋上風力発電のうち、水深が浅い海域に適した着床式については、国内3ヶ所で運転開始している一方、より深い海域に対応する浮体式については、世界的にもノルウェー等で実証事業が行われているのみであり、国内での導入事例はありません。

このため、平成28年度の浮体式洋上風力発電の実用化を目指して、我が国初となる実証機の設置・運転を行います。

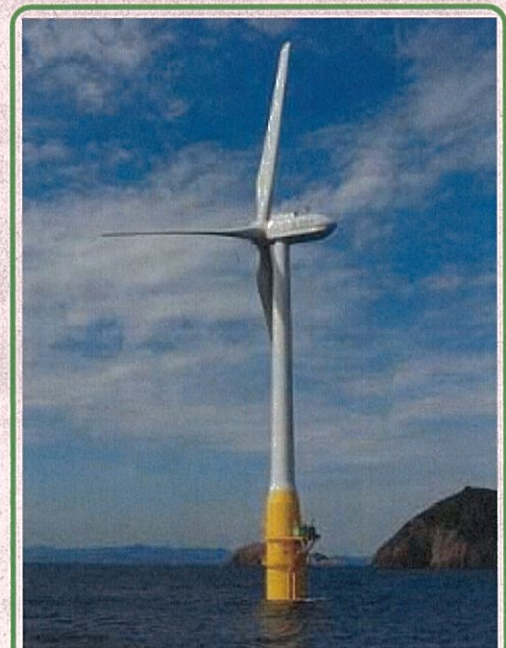
【実証事業年次計画】

- | | |
|----------------|-------------|
| ・基本設計、実施候補海域選定 | (平成22年度) |
| ・気象・海象・環境影響調査 | (平成23～27年度) |
| ・詳細設計と製造 | (平成23～25年度) |
| ・実海域設置、実証運転開始 | (平成24～27年度) |
| ・事業性等の評価 | (平成27年度) |

平成27年度においては、26年度事業に引き続き、2MW実証機の本格的な運転データ、環境影響・漁業影響、安全性・信頼性に関する情報を収集し、事業性の検証を行います。また、離島の自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向け、運転時に発生する余剰電力を水素としてエネルギー貯蔵し、カーボンフリーの燃料として利活用する技術実証を行います。加えて、実証後の実証機のさらなる利活用を検討します。



浮体式洋上風力実証事業実施海域位置図



平成25年度に設置された
商用スケール(2MW)実証機

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等(※平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。)
2. 対象事業：浮体式洋上風力発電技術の実証事業

バイオ燃料利用体制確立促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 10.8億円

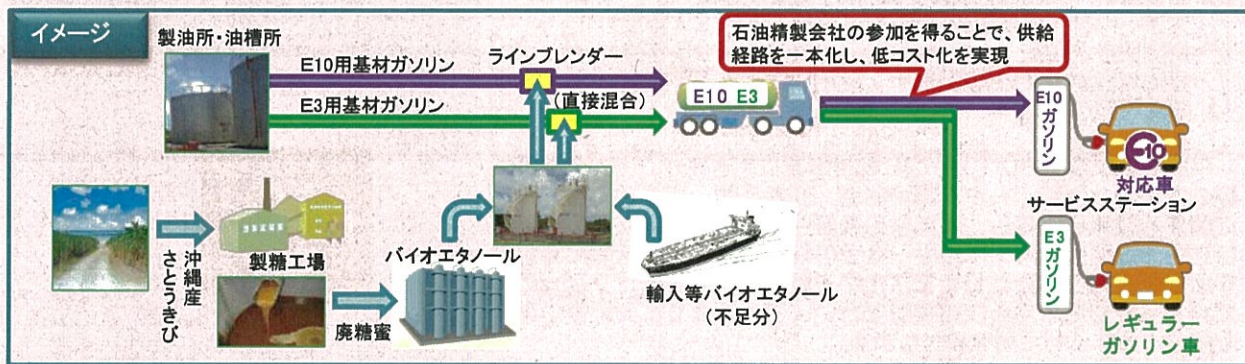
目的・意義

バイオ燃料の導入は、運輸部門における即効性のあるCO₂排出削減策として重要です。政府は、エネルギー高度化法に基づき平成29年度までに50万kL(原油換算)のバイオ燃料の導入を目標としています。また、バイオマス事業化戦略において、地域循環型バイオ燃料の使用を推進していくこととしています。このため、本事業では、地産地消を基本にしたバイオ燃料の供給体制を速やかに確立するための事業を実施します。

事業内容

バイオ燃料の製造・供給について、実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄においてサトウキビの副産物である糖蜜由来のバイオエタノールを活用しつつ、石油精製会社の参加を得て、当該地域のガソリンの一部をE3及びE10(3or10%バイオエタノール直接混合ガソリン)化し、品質適合状況の確認を行いながら、可能な限り費用対効果が高いバイオ燃料の供給方法等を検討します。

また、平成24年4月に「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において規格が定められたE10の本格的普及を支援するとともに、商業化に向け順調に供給量が増えたE3取扱いSSの自立的商業化に向け必要な支援を実施します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：バイオエタノール直接混合ガソリンの製造、供給、普及を実施する事業

潮流発電技術実用化推進事業（経済産業省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

27年度予算額（案） 10.0億円

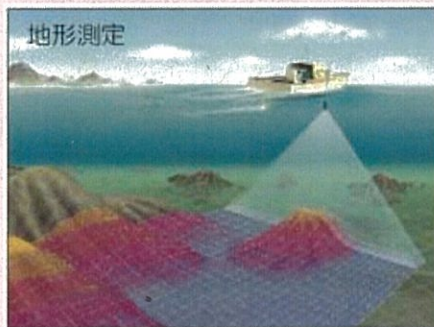
目的・意義

我が国は、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有しており、潮流発電は一年中安定した発電が見込まれています。

しかしながら、技術的にも未確立で国内の実用化の例はないことから、日本での早期実用化を目指し、漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの要素技術開発・実証や事業性評価を実施します。

事業内容

漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの技術開発を行います。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行い、①我が国の海象に適した潮流発電技術・メンテナンス手法、②自立・分散型かつ環境負荷低減型の発電システム、建設方法等、③環境負荷の低減及びアセスメント手法の確立を目指します。

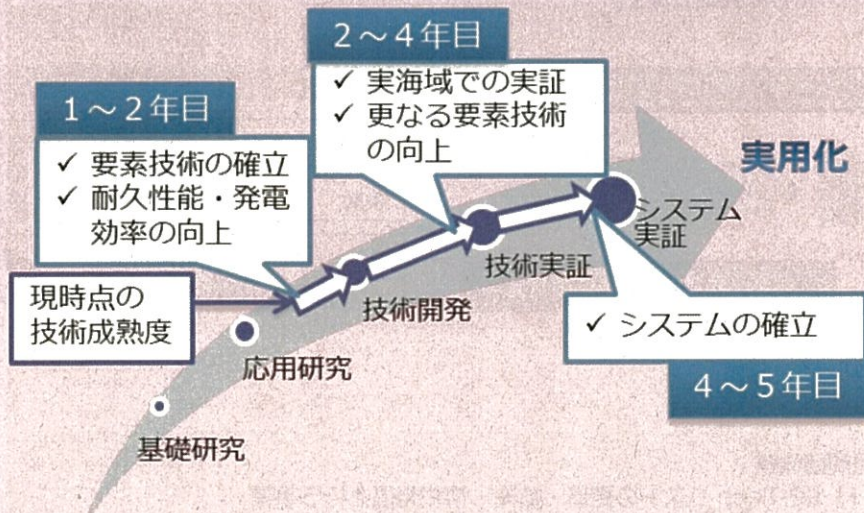


安定した発電

✕
漁業協調

✕
環境負荷低減

||
導入加速化



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等（※平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：潮流発電システムの要素技術開発・実証、事業性評価を実施する事業

先導的低炭素技術（L2-Tech）推進基盤整備事業

（担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室）

27年度予算額（案） 6.5億円

目的・意義

環境省では、「L2-Tech・JAPAN イニシアティブ」として、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）＝L2-Tech（エルテック）の普及促進を進めており、その一環としてL2-Tech（エルテック）情報の体系的な整理を行っています。本事業ではイニシアティブ推進の基盤整備のため、「L2-Tech リスト」の更新・拡充・情報発信、対策導入に必要な技術開発・実証の特定、次世代素材活用の実現可能性調査を実施します。

事業内容

(1) L2-Tech リストの更新・拡充・情報発信

メーカーから最新の技術情報が自動的に集まる仕組みなど、「L2-Tech リスト」の効率的な更新・拡充手法を検討し、実践します。

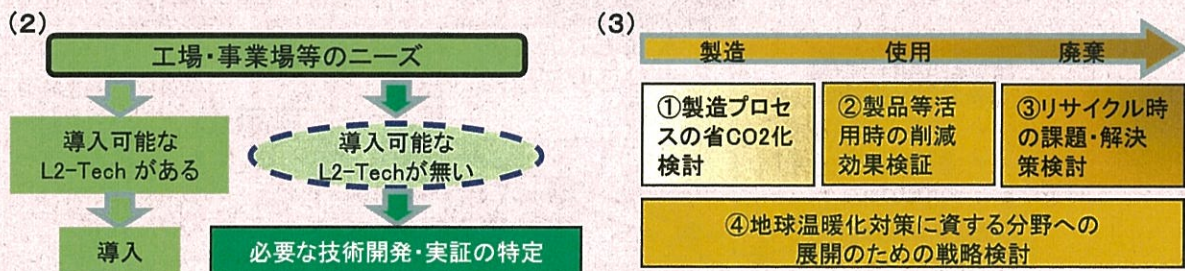
国内・海外への効果的な情報発信手法を検討・実践します。特に海外は、対象国の政策実施状況やニーズを把握し、我が国の経験とともに発信します。

(2) 技術開発・実証が特に必要な L2-Tech の特定

工場・事業場等における、エネルギー消費設備・機器の利用の実状から、L2-Tech への更新により二酸化炭素やコスト削減につなげるニーズがどの程度あるのか、技術分野ごとに動向分析を行い、開発・普及が急がれる有望な技術を特定します。

(3) セルロースナノファイバー等の次世代素材活用の FS

様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装のための戦略の策定等を実施します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) L2-Tech リストの更新・拡充・情報発信を行う事業
(2) 技術開発・実証が特に必要な L2-Tech の特定を行う事業
(3) セルロースナノファイバー等の次世代素材活用の FS を行う事業

CO₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

27年度予算額(案) 65.0億円

目的・意義

2050年までの温室効果ガス80%削減の達成に向け、あらゆる分野において更なるCO₂排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠です。本事業では、将来的な地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO₂削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を政策的に推進し、CO₂排出量の大幅な削減を目指します。

事業内容

将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、または更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を重点的に支援することにより、将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術の確立を目指します。

技術開発・実証の例

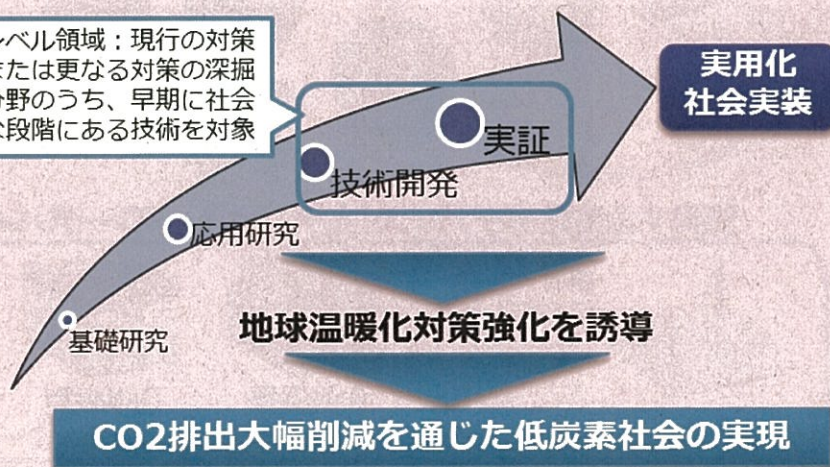
目的：重量車の単体対策(車のCO₂削減)の強化
内容：大型路線用燃料電池バスの技術開発
✓信頼性・耐久性を確保した燃料電池システムの開発
✓燃料電池搭載のためのボディ構造の開発



目的：上水道分野の省CO₂強化
(浄水場等の未利用エネルギーの活用)
内容：管路用高効率小水力発電システムの開発
✓管路用水車の高効率化・低コスト化
✓発電コントローラのパッケージ化



対象の技術レベル領域：現行の対策が不十分、または更なる対策の深掘りが可能な分野のうち、早期に社会実装が可能な段階にある技術を対象



委託・補助内容

1. 委託・補助対象者：民間団体、公的研究機関、大学等
2. 対象事業：将来的な地球温暖化対策強化につながる技術の開発・実証を行う事業
※ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減や森林などの吸収源に関する技術開発等は対象外です。
3. 内 容：委託、補助(補助割合：対象経費の1/2を上限に補助)

未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 15.0億円

目的・意義

東日本大震災を経験した我が国では、将来及び現下のエネルギー制約を踏まえ、エネルギーの消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現することが不可欠です。その実現のため、社会・ライフスタイルに関係の深いエネルギー消費機器に係る技術イノベーションを早急に進めることが必要であり、本事業では各種デバイスの高効率化を図ることにより、徹底的なエネルギー消費の削減を実現する技術開発・実証を行います。

事業内容

民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、空調、サーバー、動力モーター等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質 GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を実施するとともに、現行の技術の成熟度を3年間で大幅に引き上げる目標を設定し、事業終了後の早期実用化につなげます。



社会全体のエネルギー消費の大幅削減とともに、少ないエネルギー消費でも豊かな暮らし・ライフスタイルを実現

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等（※平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：各種電気機器に組み込む超効率デバイス（光デバイス・パワーデバイス）の設計・開発・検証を行う事業

水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業（厚生労働省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

27年度予算額（案） 2.8億円

目的・意義

水道施設（主に導・送・配水施設）において、標高の高い場所から浄水場や配水池等へ水を流す場合には、その圧力差がエネルギーとして有効活用されずに失われているケースがあります。

これらのエネルギーを有効利用する小水力発電を導入することにより、CO₂排出量が削減されるとともに水道事業におけるコストの低減にもつながりますが、水力発電を導入している水道施設は全体の2.5%と低い状況です。

本事業では、水道施設における小水力発電の導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施します。本調査により抽出された導入候補箇所に対し集中的な導入支援を行うことにより、水道事業における省エネルギー対策を推進させ、CO₂排出量の一層の削減及びコストの低減を図ります。

事業内容

<事業概要>

- (1) 小水力発電の導入ポテンシャルの調査と把握
- (2) 小水力発電導入によるCO₂削減量等の推計
- (3) 小水力発電導入候補地の選定 等

<調査方法>

- ・日本全国を7ブロックに分け、ブロックごとに調査を実施します。
- ・ブロック間の調査内容にレベル差が出ないように、調査方法は一律的なものとします。
- ・設備導入候補地の抽出に当たっては、未利用エネルギーが存在する箇所を上位（即時導入可能）・中位（設備導入に改善が必要）・下位（導入困難）等の有望度を理由と合わせて段階別に整理します。

<水道事業における小水力発電の導入メリット>

- ・濁質等を含まない水流を利用できる水道施設は、小水力発電設備の設置対象として非常に有望な設置箇所です。
- ・水道事業者側にとっても、小水力発電設備導入により得られた利益を、他の水道施設の維持管理等の費用に充てることができ、経営面の対策としての普及促進の展開も考えられます。
- ・小水力発電は、日照時間に左右される太陽光発電と比べて稼働率が高く、費用対効果も高いため普及が期待されます。



<水道施設への小水力発電の導入例>

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：小水力発電の導入ポテンシャルの把握、CO₂削減量の推計、導入候補地の選定等を行う事業（支出委任）

循環産業の国際展開に係る海外でのCO₂削減に向けた実証支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室)

27年度予算額(案) 1.5億円

目的・意義

アジア太平洋地域の途上国では、経済成長や人口増加に伴って廃棄物が大きな問題になっています。そのため、廃棄物の適正処理によりCO₂を削減するコベネフィットが可能である我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術を国際展開することで、世界規模でのCO₂排出抑制や3Rの普及を実現し、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮していくことが重要です。

この事業では、CO₂排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境汚染も同時に解決する廃棄物処理・リサイクル技術について、途上国における技術確立に必要な試験調査を実施するものです。

事業内容

この事業では、途上国における我が国の技術の優位性を立証するため、廃棄物処理・リサイクル分野のコベネフィット技術の確立・実証に向けて施設を借り上げて行う試験調査等を支援します。その際には、他の海外展開支援とも連携して実施します。

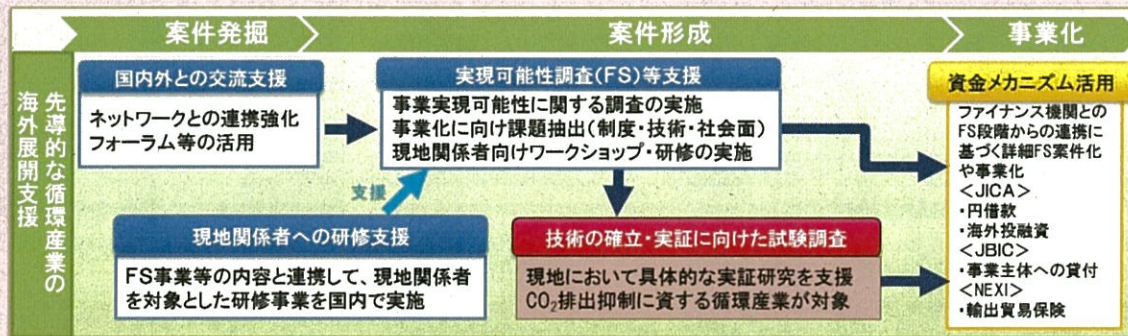


野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人

出典：(財)日本産業廃棄物処理振興センター資料

(対象技術)

ごみ発電、メタン利用、燃料化など



委託内容

1. 委託対象者：民間企業等
2. 対象事業：途上国におけるコベネフィット型事業の試験調査（及び実現可能性調査）を行う事業

「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

27年度予算額(案) 3.5億円

目的・意義

地域においては新たなエネルギー需給システムの構築等による低炭素地域づくりを追求する動きと併せて、地域資源を活用した環境投資促進、他地域とのネットワーク形成による地域資源循環圏の実現、魅力ある生活・交流空間創造等を通じて雇用の創出や地域活性化を目指そうとする動きが活発化しています。

本事業では、地域において低炭素・循環・自然共生を統合的に達成し、まち・ひと・しごとの創生を図っていくため、地域における当該検討の際に目指すべき地域の将来像とその実現に向けたプラン策定のあり方を示すとともに国の支援策をとりまとめることを目的としています。

事業内容

(1) 「モデル地域創生プラン」策定事業

20程度の地域について、低炭素・循環・自然共生地域の創生と地域・経済等活性化を実現する「モデル地域創生プラン」の策定を支援します。

(2) 評価指標化検討事業

(1)のプランの進捗や目標達成度を分かりやすく示す指標を設定し、プラン実現による成果目標を明確にします。

(3) 全国プラン策定事業

(1)のプランを地域特性により類型毎に整理し、2050年CO₂80%削減を前提に、低炭素・循環・自然共生社会の実現に向けて、今後5カ年の支援策をとりまとめます。

「モデル地域創生プラン」イメージ

● 都市型事業パッケージ



● 都市・地方連携型事業パッケージ



● 地方型事業パッケージ



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 「モデル地域創生プラン」策定事業
(2) 評価指標化検討事業
(3) 全国プラン策定事業

エネルギー起源 CO₂ 排出削減技術評価・検証事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課 他)

27年度予算額(案) 40.0億円

目的・意義

エネルギー対策特別会計の事業の効果的な実施に当たり、予算要求段階から事業の実施中、終了段階における効果測定、重複排除、追跡調査、優先順位付け等を実施するための基盤整備が必要です。

また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築に当たって、交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代社会インフラ整備等の分野において、実証事業を通じて CO₂ 削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠です。

このため、本事業では、エネルギー対策特別会計における事業の効果測定及び CO₂ 削減対策・技術の有効性を検証する実証事業等を行います。

事業内容

(1) 事業の効果測定等

エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査、事業効果の検証・把握等を行います。

(2) 対策・技術の有効性の検証(実証事業)

交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代型社会インフラ整備、地域技術シーズの活用、統合的アプローチによる環境政策の推進といった分野における CO₂ 排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行います。

【内容】

- ① CO₂ 削減対策の手法の検証 (個別手法の CO₂ 削減効果の検証)
- ② 対策・技術の削減ポテンシャルの検証 (対策・技術の CO₂ 削減ポテンシャルの詳細把握)
- ③ 対策・技術の事業性の検証 (対策・技術に要するコスト等の検証)

【対象分野】

交通体系整備： 物流システム低炭素化(国交省連携)、鉄道輸送システム低炭素化(ICレールライン)(国交省連携)

ライフライン施設等整備： 都市の廃熱を利用した低炭素化

次世代型社会インフラ整備： データセンター省エネ技術(総務省連携)、地中熱利用ヒートポンプ技術、3R技術・システムの低炭素化技術、農業機械の省エネ技術(農水省連携)、自然冷媒機器の省エネ技術

地域技術シーズ活用： 地域企業の先端技術シーズを活かした再エネ・省エネ

統合的アプローチによる環境政策の推進： 2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏の低炭素化

委託内容

1. 事業の効果測定等【担当：地球環境局地球温暖化対策課、総合環境政策局総務課環境研究技術室 他】

- ① 委託対象者：民間事業者
- ② 対象事業：事業効果算定手法の検討、技術動向調査、事業効果の検証・把握、CO₂ 削減技術の評価(CO₂ テクノロジーアセスメント)

2. 対策の有効性の検証(実証事業)

【交通体系整備】

(1) 物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ① 委託対象者：民間事業者
- ② 対象事業：異業種間共同輸送の促進に向けたマッチングの仕組みの検討を行う事業及び鉄道コンテナ貨車自体の高さを低床化し、海上背高コンテナを鉄道輸送する実証実験を行う事業(支出委任)

(2) エコレールラインプロジェクト事業(国土交通省連携事業)【担当：総合環境政策局環境計画課】

- ① 委託対象者：民間事業者等
- ② 対象事業：リニアメトロ走行時におけるリニアモーターとリアクションプレートの隙間の縮小等による CO₂ 削減効果、安全性・安定性等を検証する事業(支出委任)
(※) 平成 27 年度は前年度からの継続事業のみを実施します。

【ライフライン施設等整備】

(1) 廃熱利用等によるグリーンコミュニティ推進実証事業【担当：総合環境政策局環境計画課】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：自然由来や地域で捨てられている熱や温水等の新たな活用や、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた複数システムの通信回線等を利用した一元的管理手法によるコミュニティごとのCO₂削減効果等を検証する事業等

(※) 平成27年度は前年度からの継続事業のみを実施します。

【次世代型社会インフラ整備】

(1) 省エネ型データセンター構築・活用促進事業（総務省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：省エネ型のデータセンターを利用したクラウド化への移行によるCO₂削減効果を検証する事業等（支出委任）

(2) 先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業【担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】

①委託対象者：民間事業者等

②対象事業：地中熱利用事業の効果検証と、新技術を用いた先進的地中熱利用設備の実証事業を通じて、CO₂削減効果や地盤環境配慮に関する定量的評価を行い、最適な環境配慮型の地中熱利用モデルの構築や普及促進方策等を検討する事業

(3) 3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業

【担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室】

①委託対象者：民間事業者

②対象事業：自動車リユース部品の利用促進等の大幅なCO₂排出削減が期待できる3R技術・システムについて、その有効性を検証する事業

(4) 農業分野におけるCO₂排出削減促進検討事業（農林水産省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①委託対象者：民間事業者等

②対象事業：農業機械の省エネ性能評価基準及び省エネ性能の高い農業機械を活用したCO₂排出削減に資する営農手法の確立に向けた検討を行うとともに、温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針への反映を行う事業（支出委任）

(5) 省エネ型自然冷媒機器の更なる普及を目指した技術評価事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室】

①委託対象者：民間団体、独立行政法人等

②対象事業：省エネ型自然冷媒機器の省エネ性能等について客観的な分析・評価を行う事業

【地域技術シーズ活用】

(1) 地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査【担当：総合環境政策局環境計画課】

①委託対象者：地方公共団体・民間団体等

②対象事業：地域の技術シーズを活用した製品開発を通じ、地域の再エネ・省エネを進める取組について、CO₂削減効果、製品の技術先進性、事業採算性等の観点からフィージビリティ調査を行う事業（※）平成27年度は前年度からの継続事業のみを実施します。

【統合的アプローチによる環境政策の推進】

(1) 2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏の低炭素化評価検証等事業

【担当：総合環境政策局総務課、水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室】

①委託対象者：民間団体

②対象事業：低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる都市圏の低炭素化についての実施効果を検証するとともに、都市圏の低炭素化を実現するためのガイドラインを策定する事業等

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）

（担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室 他）

27年度予算額（案） 53.0億円

目的・意義

第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会を挙げております。その達成のためには、地域特性を活かした地域づくりが不可欠です。

本事業では、この実現のため、各種基盤情報の整備や地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、低炭素・循環・自然共生地域の統合的達成を具現化することを目的としています。

事業内容

地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等の取組について、ポテンシャル調査等の基盤情報の整備から地方公共団体実行計画等に位置づけられた地域の低炭素化の核となる事業の事業化計画策定・FS調査、設備等の導入までの包括的な支援プログラムを提供します。

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査支援事業（補助）

事業化のための計画策定やFS調査の実施を支援します。

※自然共生型低炭素地域づくり計画、地方公共団体実行計画等に位置づけられた事業、エコタウンにおける再エネや熱の効率的な利用等、事業によって支援の仕組みが異なります。

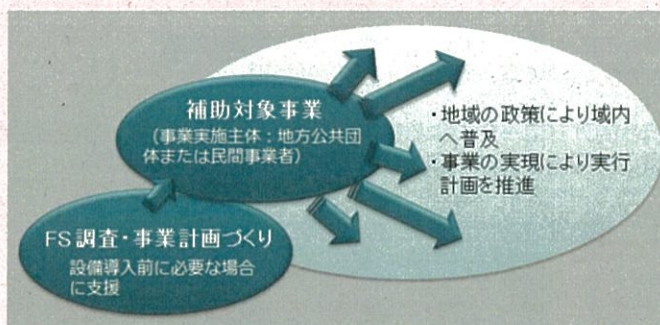
(2) 地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業（補助）

地方公共団体実行計画に位置づけられた事業、自然公園における低炭素地域づくり事業、里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業等に必要な設備等導入を支援します。

(3) 地域主導型事業形成支援事業（委託）

再エネポテンシャル等の基盤情報の整備や専門家の派遣、セミナーの開催等により、地方公共団体の事業形成段階における支援を実施します。

<地方公共団体実行計画に位置づけられた事業等に係る設備導入事業のイメージ>



地域協働（パートナーシップ）で作られる「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を核とすることで、

- ✓地域経済やコミュニティと一体となった低炭素社会づくりが可能
- ✓単発的な補助でなく、地域に合った地球温暖化対策の枠組みに裏付けられた、持続的な取組への展開が可能

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査支援

①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査

【担当：総合環境政策局環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地方公共団体実行計画等に位置づけられた再エネ等の事業化検討・事業化計画策定事業

補助割合：地方公共団体：定額（上限 1,000 万円）
民間団体等：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 1,000 万円）

②里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS 調査
【担当：自然環境局自然環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：里地里山の保全活用により発生する木本等をバイオマスエネルギーとして利用する事業等に関する計画策定・FS 調査事業

補助割合：地方公共団体：定額（上限 1,000 万円）
民間団体等：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 1,000 万円）

(2) 地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業

①実行計画等に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援【担当：総合環境政策局環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地方公共団体実行計画等に位置づけられた事業に係る再エネ・省エネ設備等の導入事業

補助割合：地方公共団体：対象経費の 1/2（政令市未満の市町村にあつては 2/3）を上限に補助
民間団体等：対象経費の 1/2 を上限に補助

②自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援【担当：自然環境局国立公園課】

補助対象者：民間団体等

対象事業：自然公園集団施設地区等における再エネ・省エネ設備等導入事業

補助割合：民間団体等：対象経費の 1/2 を上限に補助

③里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業の支援

【担当：自然環境局自然環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：里地里山の保全活用により発生する木本等をバイオマスエネルギーとして利用する事業等に関する再エネ・省エネ設備等導入事業

補助割合：地方公共団体：対象経費の 1/2（政令市未満の市町村にあつては 2/3）を上限に補助
民間団体等：対象経費の 1/2 を上限に補助

【直接補助事業】

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS 調査支援

③エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS 調査
【担当：廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：エコタウンにおけるエネルギー利用大幅削減のための施設整備等に関する計画策定・FS 調査事業

補助割合：地方公共団体：定額（上限 1,000 万円）
民間団体等：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 1,000 万円）

委託内容

(3) 地域主導型事業形成支援事業

①再生可能エネルギーの基盤情報整備事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

委託対象者：民間団体等

対象事業：ゾーニング基礎情報の整備等事業

②地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS 調査事業

(ア) 自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の策定・FS 調査事業

【担当：自然環境局国立公園課】

委託対象者：民間団体等

対象事業：自然公園集団施設地区等再エネ・省エネ設備等導入のための事業化計画の策定・FS 調査事業

(イ) 地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務（継続事業分）

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

委託対象者：地方公共団体・民間団体等

対象事業：再生可能エネルギーの事業化検討・事業化計画策定事業

（※平成 27 年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）

③地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業【担当：総合環境政策局環境経済課】

委託対象者：民間団体等

対象事業：地域の中小・零細企業への専門家派遣、地域金融機関に対する研修等事業

公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業(うち防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)

(担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室)

27年度予算額(案) 50.0億円

目的・意義

東日本大震災と原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっています。

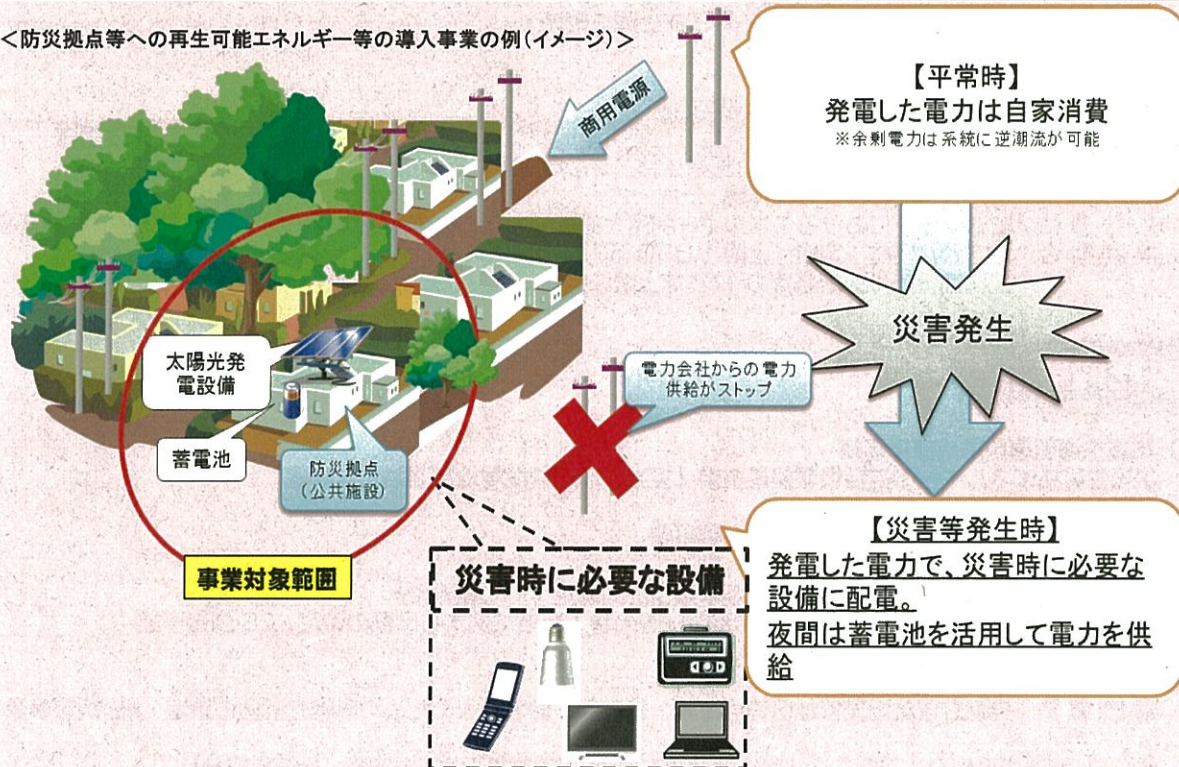
本事業では、地震や台風等による大規模な災害に備え、地方公共団体が実施する、防災拠点等への再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援することで、災害に強く低炭素な地域づくりの全国展開に寄与します。

事業内容

防災拠点等(公共施設)への再生可能エネルギー等の導入事業が対象

地方公共団体が所有する避難所や防災拠点等となりえる施設等への再生可能エネルギー、未利用エネルギー及び蓄電池等を導入する事業を支援します。

<防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入事業の例(イメージ)>



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体
 2. 対象事業：防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率照明機器の導入を行う事業
 3. 負担割合：定額(高効率照明機器導入については、対象経費の2/3を上限に補助)

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

(担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 他)

27年度予算額(案) 16.0億円

目的・意義

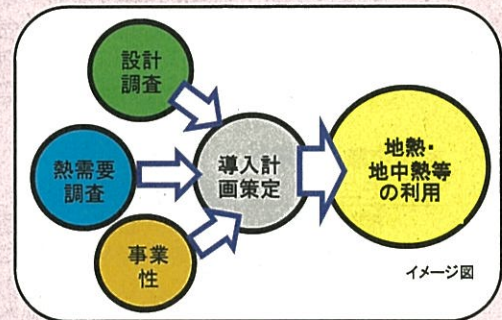
地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効ですが、我が国はそのポテンシャルを十分に有効活用できていません。本事業では、環境に配慮した地熱・地中熱等利用事業の初期コスト低減による自立的普及を促し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会の構築を目指します。

事業内容

地域の特性に応じた環境配慮型の地熱・地中熱等利用事業の自立的普及に向けて、

1. 事業化計画の策定
2. 温泉エネルギー・地中熱を利用した設備等の設置

を行う地方公共団体又は民間団体等に対して補助を行います。



補助内容

[直接補助事業]

1. 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定事業

(1) 事業化計画支援【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：環境に配慮しつつ地熱・地中熱又は温泉付随ガスを利用し、CO₂削減を図る事業に必要な熱需要調査、事業性・資金調達、基本設計調査の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合：①定額(上限1,000万円)、②対象経費の2/3を上限に補助

(2) 温泉熱多段階利用推進調査【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：都道府県(都道府県から補助事業に必要な経費の補助を受けて事業を実施する民間事業者及び市町村等を含む)

※民間事業者及び市町村等については都道府県に対して事業計画を提出し、都道府県から国に対して申請を行うこと。

対象事業：既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

補助割合：定額(上限2,000万円)(1都道府県あたり)

2. 地熱・地中熱等利用事業(設備導入支援)

<地熱等の利用>

(1) 温泉発電設備の設置【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：開発済み温泉又は自然湧出温泉を利用する事業(固定価格買取制度による売電を行わないもの)

補助割合：①地方公共団体
〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
〔政令市以上(*)：対象経費の1/2を上限に補助

②民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

(2) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉水を熱源とするヒートポンプ設備の導入を行う事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
〔政令市以上（※）：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体等：対象経費の1/3を上限に補助

(3) 温泉付随ガスの熱利用【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたボイラー等の設備を導入する事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
〔政令市以上（※）：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

(4) 温泉付随ガスのコージェネレーション【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたコージェネレーション設備を導入する事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
〔政令市以上（※）：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

<地中熱の利用>

(5) モニタリング機器の設置等【担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地中熱利用ヒートポンプシステムの地盤環境の把握や、効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器の設置、熱応答試験の実施等を行う事業

補助割合：定額（周辺観測用井戸あり上限400万円、井戸なし上限300万円）

(6) 地域面的地中熱利用推進事業【担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：地盤環境保全に配慮して行うヒートポンプ等による一定規模の地中熱利用システムの設置及び地中熱と他の再生可能エネルギー源（太陽熱等）を組み合わせた、よりエネルギー効率の高いハイブリッド型の地中熱利用設備の設置を行う事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
〔政令市以上（※）：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

（※）特別区を含む。

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 1.1億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は2013年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

一方、各家庭での意識向上からCO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要です。

本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO₂削減実現を目指します。

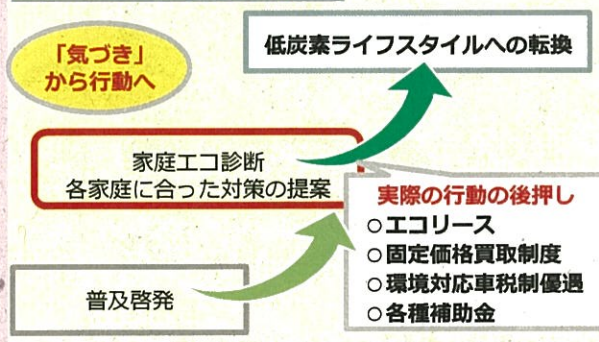
事業内容

- (1) 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行います。

家庭エコ診断(うちエコ診断)とは

資格を有する診断員が診断ソフトを使って家庭のエネルギー使用量や光熱費、CO₂排出量の状況を分かりやすく説明し、さらに家庭の状況に合わせたオーダーメイドの省エネ・省CO₂(例えば、くらしの工夫や省エネ機器への買い替え等)を提案する家庭向けの環境サービス。

家庭エコ診断の役割



診断画面の一例



一世帯あたりの
みなし削減量
⇒約1t-CO₂/年
(約2割)

各家庭に合ったCO₂削減効果と光熱費削減効果の大きい対策を提案!

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：上記(1)の家庭エコ診断事業(対象となる診断実施機関は別途非営利法人が募集予定。)
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(2)の事業
〔①事業実施機関の管理・支援、②診断ソフト等の管理・改善、
③診断効果の分析、④対策等、診断手法の改善〕

(4) 地域での低炭素社会創出国際連携事業

島嶼地域での低炭素社会創出に向けた自立・分散型エネルギーシステム構築等の国内外の取組事例の収集を行います。また、関係島嶼地域間での情報共有・共通認識醸成と発信のための国際会議を開催します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：(2) 地域センター、(3) ②事業実施団体（自治会、団体等）
2. 対象事業：(2) 地球温暖化対策等についての広報・啓発活動、推進員等の活動の支援、日常生活に関するGHG排出抑制措置についての相談対応、助言、相談の実情に即したGHG排出実態調査、情報収集・分析、分析結果の情報提供、地方公共団体実行計画達成のため自治体が行う事業への協力
(3) ②低炭素社会の構築に貢献する地球温暖化防止活動
3. 補助割合：定額

【直接補助事業】

1. 補助対象者：(3) ①民間団体（地域センターを含む共同事業体）
2. 対象事業：(3) ①コンソーシアム（地域センターを含む共同事業体）が実施する地域の特色を活かした地球温暖化防止活動
3. 補助割合：定額

委託内容

1. 委託対象者：(1)、(3) ③全国センター、(4) 民間団体等
2. 対象事業：(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター運営業務
(3) ③コンソーシアム事業支援
(4) 地域での低炭素社会創出国際連携事業

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課、適正処理・不法投棄対策室)

27年度予算額(案) 2.5億円

目的・意義

廃棄物埋立処分場等について、その特徴等を考慮しつつ、太陽光発電を導入し、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進することを目的とします。

事業内容

(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査

処分場等に太陽光発電の設置を検討するに当たって、発電見込量や事業採算性の検討、維持管理方法の検討、概略設計等を行い、事業としての実現可能性を調査します。

(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助

排水処理やガス抜き等の維持管理、廃棄物の自重による沈下等、処分場等の特徴を考慮した太陽光発電の設置方法や維持管理対策を講ずるため、先進的な技術を導入する者に対して、補助を行います。

(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

既設の太陽光発電の沈下やひずみの状況を測定し、発電量への影響を検証するとともに、処分場等への太陽光パネル設置に当たっての維持管理手法や施工工法についての留意事項等を整理します。



処分場等への太陽光パネルの設置(イメージ)

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助
3. 補助割合：補助対象となる施設整備費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：(1) 地方公共団体及び民間団体、(3) 民間団体
2. 対象事業：(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査
(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

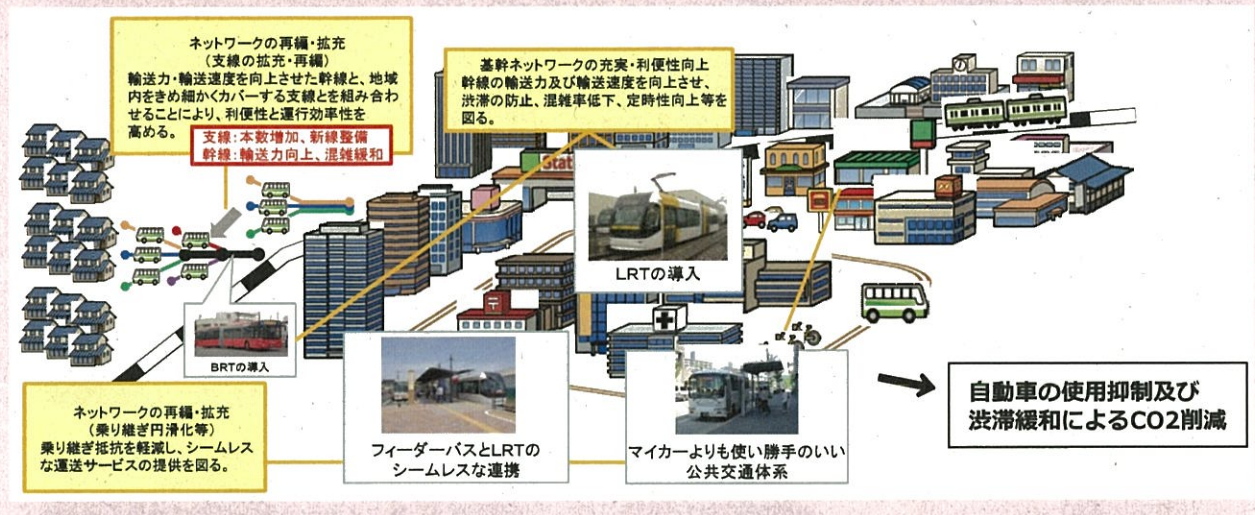
27年度予算額（案） 6.5億円

目的・意義

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを推進します。

事業内容

地域の協議会における省CO₂を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組（設備・車両等導入）の経費について支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地球温暖化対策の推進に関する法律、地域公共交通活性化再生法、エコまち法に基づく協議会に属する民間企業、民間団体、地方公共団体等
2. 対象事業：
 - ・基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）を支援する事業
 - ・ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）を支援する事業
3. 補助割合：
 - ・計画策定支援：対象経費の1/3を上限に補助
（※地域における合意形成を促進するため、協議会等による計画の策定を支援するものです。）
 - ・計画に基づく取組（設備・車両等導入）の支援：対象経費の1/2を上限に補助
（※既に計画がある場合、直接計画に基づく取組（設備・車両等導入）として補助申請していただくことも可能です。）

低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 73.0億円

目的・意義

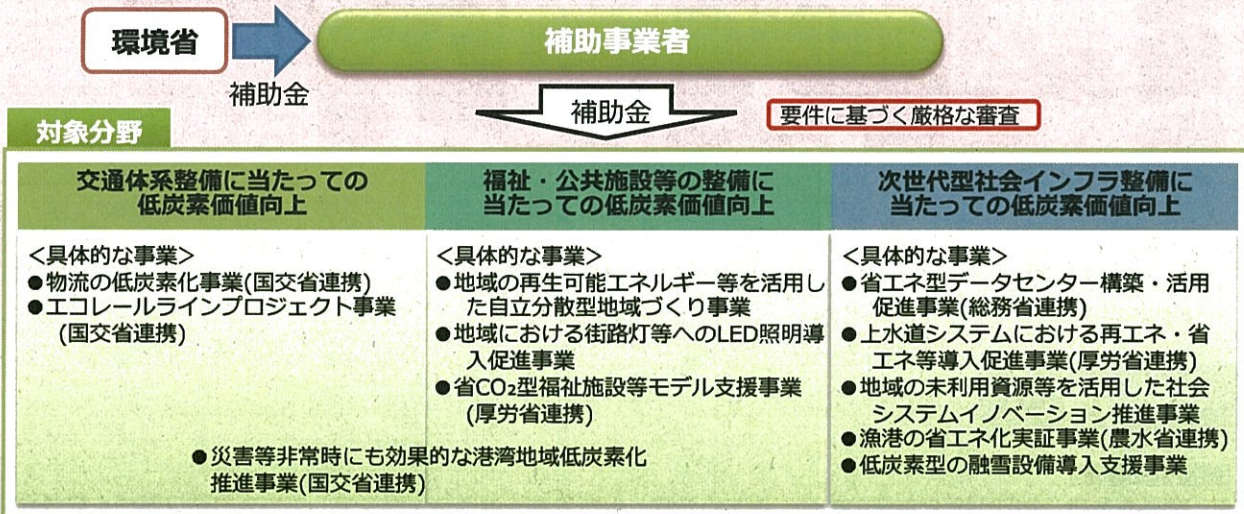
公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低炭素社会」としての付加価値を合わせて創出することが必要です。

このため、本事業では、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源CO₂の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行います。

事業内容

以下の基本的要件に該当する、交通体系整備、福祉・公共施設等の整備及び次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業に対して支援を行います。

- ①低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ②公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④波及効果も含めたCO₂削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 交通体系整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) 物流拠点の低炭素化促進事業

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：物流の中核となる施設(営業倉庫、公共トラックターミナル)における物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施による低炭素化に資する取組を支援する事業
- ③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助



(イ) 地域内輸送における共同輸配送促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：地域内輸送の大部分を占めるトラック輸送の効率化を図るため、効率改善に資する共同輸配送を実現するために要する設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

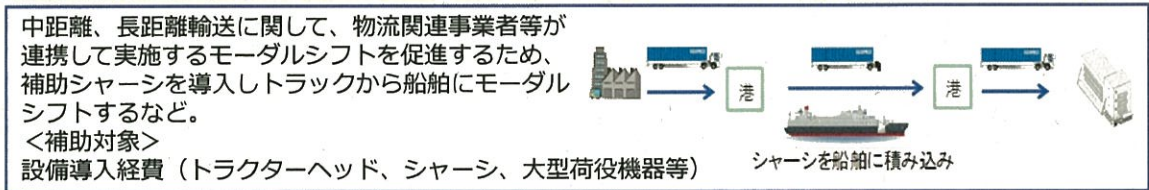


(ウ) 中距離貨物輸送分野の低炭素化モデル構築事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図るため、トラック事業者、ガス事業者等の関係者が連携して実施する大型 CNG トラックによる低炭素化のモデル構築に係る事業計画に基づく設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助
 (※) 平成 27 年度は前年度からの継続事業のみ実施します。

(エ) モーダルシフト促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：中距離、長距離輸送に関して、物流関連事業者等が連携して実施するモーダルシフトを促進するために必要となる設備（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助



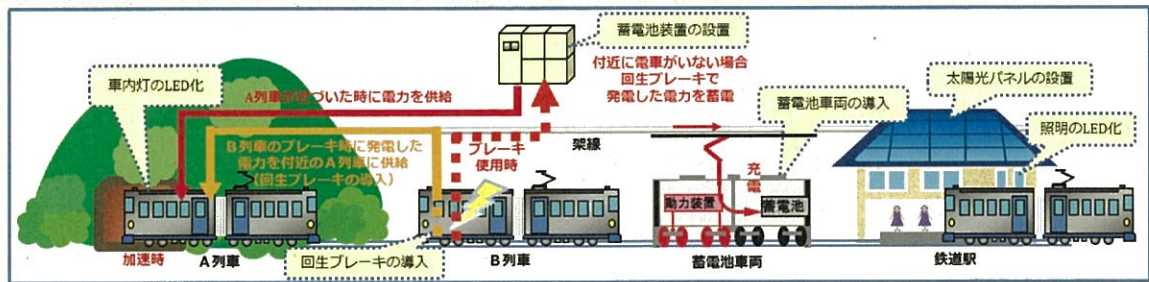
(オ) 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業【担当：水・大気環境局自動車環境対策課】

- ①補助対象者：鉄道貨物利用運送事業者、貨物鉄道事業者等
- ②対象事業：31ft コンテナを普及させることにより、トラックから鉄道へのモーダルシフトを促進するため、31ft コンテナを導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助



(2) エコレールラインプロジェクト事業（国土交通省連携事業）【担当：総合環境政策局環境計画課】

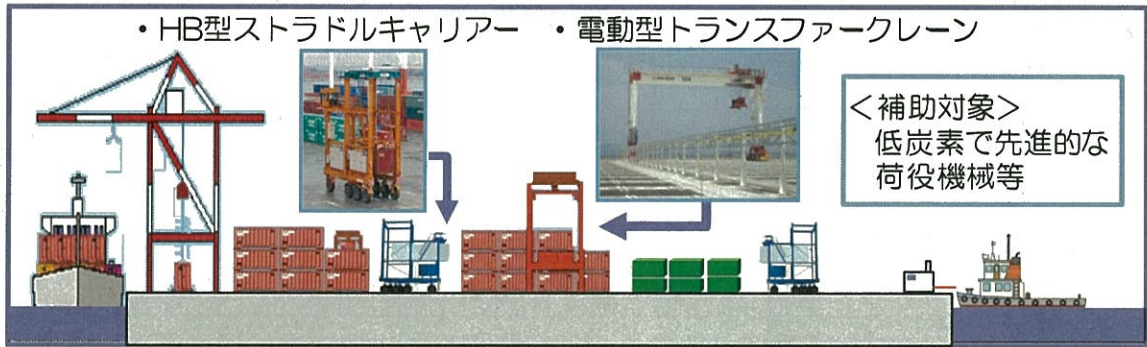
- ①補助対象者：鉄軌道事業者等
- ②対象事業：鉄道関連施設に再生可能エネルギー発電設備等を導入し、又は鉄道車両にVVVF制御装置や回生ブレーキ等のCO₂削減に直接寄与する設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助



(3) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：港湾運送事業者等
- ②対象事業：臨海地域において、電力回収装置付トランスファークレーンやストラドルキャリア等の先進的技術を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助



2. 福祉・公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

②対象事業：再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（これらに併せての蓄電池導入を含む）の集中導入を産学官で推進する事業

③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

（※）平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。

(2) 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) LED照明導入調査事業

①補助対象者：小規模地方公共団体（※）

②対象事業：街路灯等の屋外照明にLED照明を導入するために行う調査及び計画策定を支援する事業

③補助割合：・人口15万人以上25万人未満：対象経費の3/4を上限に補助（上限600万円）
・人口15万人未満：対象経費を定額補助（上限800万円）

(イ) LED照明導入補助事業

①補助対象者：民間事業者

②対象事業：(ア)の計画に基づきLED照明の導入事業を請け負って取付工事を行う事業

③補助割合：取り付け工事を発注する小規模地方公共団体（※）の規模に応じて、取付工事費用を助成
・人口15万人以上25万人未満：対象経費の1/5を上限に補助（上限1,200万円）
・人口5万人以上15万人未満：対象経費の1/4を上限に補助（上限1,500万円）
・人口5万人未満又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.300未満：
対象経費の1/3を上限に補助（上限2,000万円）

（※）都道府県、指定都市、中核市、特別区及びこれらが加入する地方公共団体の組合並びに財産区以外の地方公共団体であって、人口が25万人未満の地方公共団体

(ア) 街路灯等へのLED導入の計画の策定	(イ) リースによる街路灯等へのLED照明導入
<p>地域内の街路灯等を、リース方式を活用して経済的、効率的にLED照明に更新するために必要な、調査及び計画策定を行うための費用を、小規模地方公共団体に対して助成。</p> <p>※ 単独の小規模地方公共団体での計画策定のみではなく、複数の小規模地方公共団体による合同での計画策定も可</p> 	<p>(ア)で小規模地方公共団体が策定したLED照明導入計画に基づき、LED照明の導入事業を請け負って行う民間事業者に対して、取付工事費用の一部を助成。</p> <p>※ 補助は初回限り ※ 取付工事費用の助成を受けた民間事業者は、当該補助分の金額を減じた額をリース料金の総額として、小規模地方公共団体とリース契約を締結</p> 

(3) 省CO₂型福祉施設等モデル支援事業（厚生労働省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：下記の(ア)及び(イ)に該当する福祉施設等

(ア) 小規模の高齢者福祉施設等（例えば、特別養護老人ホームであれば定員29人以下の施設）

(イ) 人口が5万人未満の小規模地方公共団体が所有する施設

・人口が5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模地方自治体が所有する施設

・資本金又は基本金が少額の法人が所有する施設

②対象事業：福祉施設等において、CO₂削減ポテンシャル調査を実施し、一定のCO₂削減が期待される場合に、高効率の省CO₂型給湯設備・空調設備やコージェネレーションシステム等を導入する事業

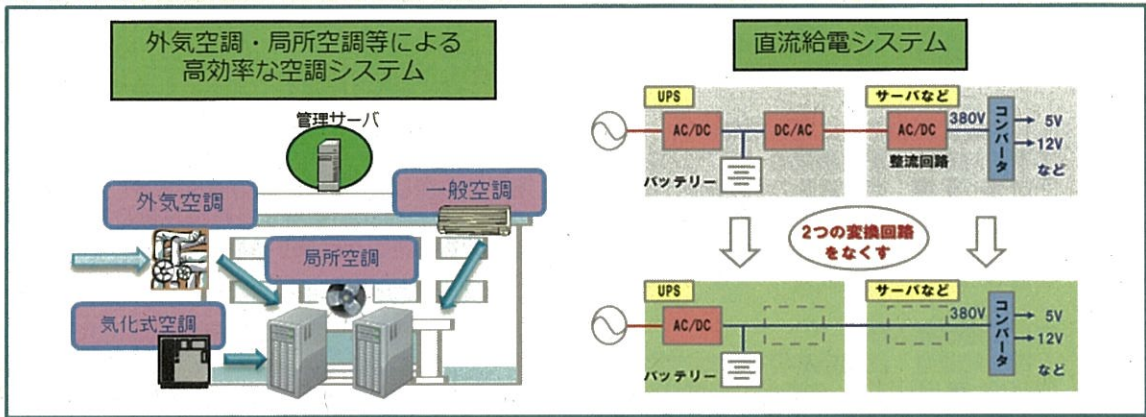
③補助割合：・CO₂削減ポテンシャル調査：定額（上限100万円）

・設備導入：対象経費の1/3を上限に補助

3. 次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 省エネ型データセンター構築・活用促進事業（総務省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

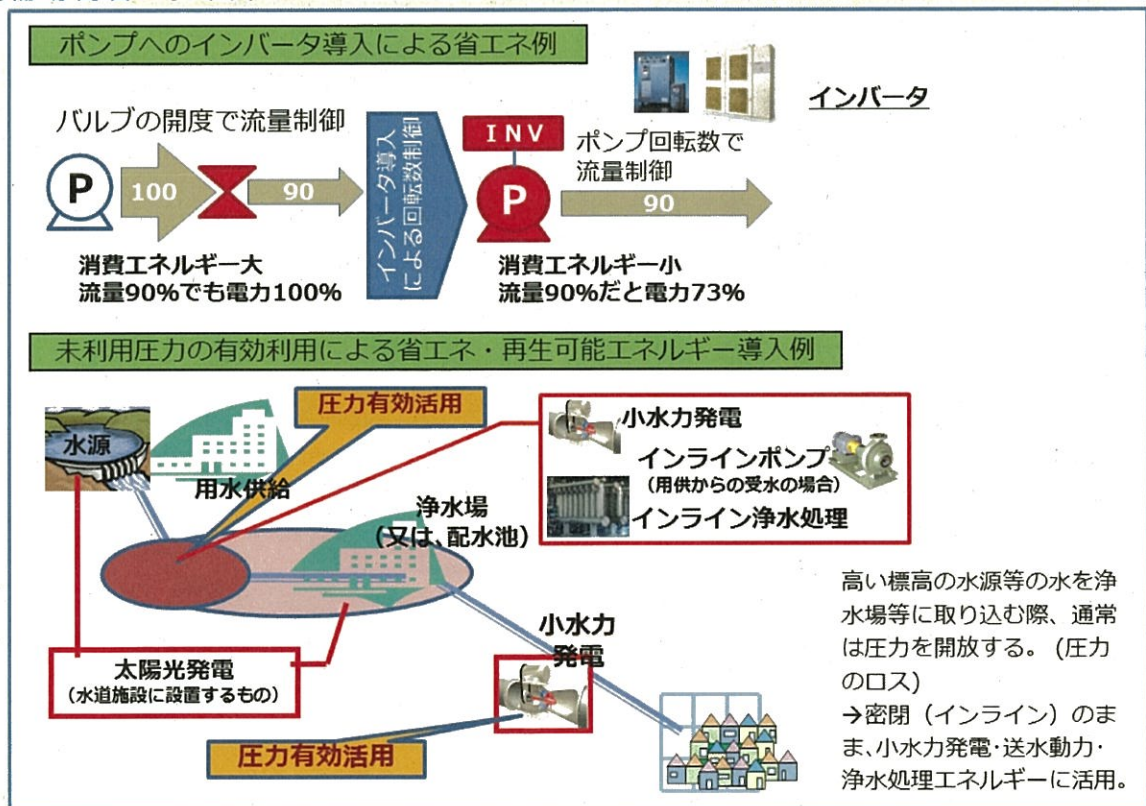
- ①補助対象者：民間事業者等
- ②対象事業：省エネ型の空調等の設備、省エネ型のサーバ等の ICT 機器・システムを導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助



(2) 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（厚生労働省連携事業）

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：水道事業者等
- ②対象事業：水道施設内におけるインバータ等省エネ型の設備・機器・システム、配管系統における圧力・流量等の計測や末端配水圧力の適正化のための監視・制御・計装設備や未利用圧力を活用した小水力発電設備等を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助



(3) 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) 事業化 FS 調査事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：地域の未利用又は効果的に活用されていない熱、廃熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な基本設計調査、需給調査、事業性、資金調達の検討等を行う事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体：対象経費を定額補助（上限 2,000 万円）

(イ) 地域資源の特性に適した熱供給・発電システム実証事業

①補助対象者：民間事業者（地方公共団体と連携）

②対象事業：地域資源の利用形態や性状並びに需要等に適した規模の設備を推進することにより、効果的かつ経済的な稼働を確保し、社会システム低炭素化に寄与する事業を普及するため、技術的に確立され、かつ中小規模な設備・システムの実証を支援する事業

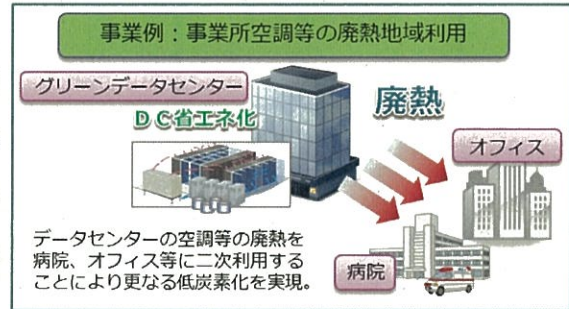
③補助割合：対象経費の 2/3 を上限に補助

(ウ) 設備等導入事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：(ア) の取組に必要な設備等を導入する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
・地方公共団体(都道府県及び政令市)：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体(政令市未滿)：対象経費の 2/3 を上限に補助



(4) 漁港の省エネ化実証事業（農林水産省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：衛生管理型荷捌施設等を設置している又はその計画がある拠点的な漁港を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業

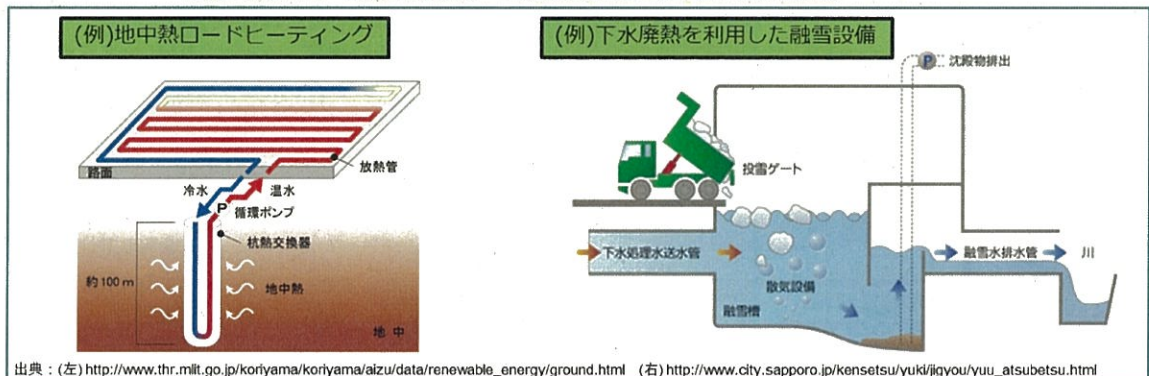
③補助割合：対象経費の 85/100 を上限に補助
(※) 平成 27 年度は前年度からの継続事業のみ実施します。

(5) 低炭素型の融雪設備導入支援事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：主に中小企業や地方公共団体等に、地中熱や下水廃熱等を利用した融雪設備を導入する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体(都道府県及び政令市)：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体(政令市未滿)：対象経費の 2/3 を上限に補助



出典：(左) http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/data/renewable_energy/ground.html (右) http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyoyu/yuu_atsubetsu.html

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

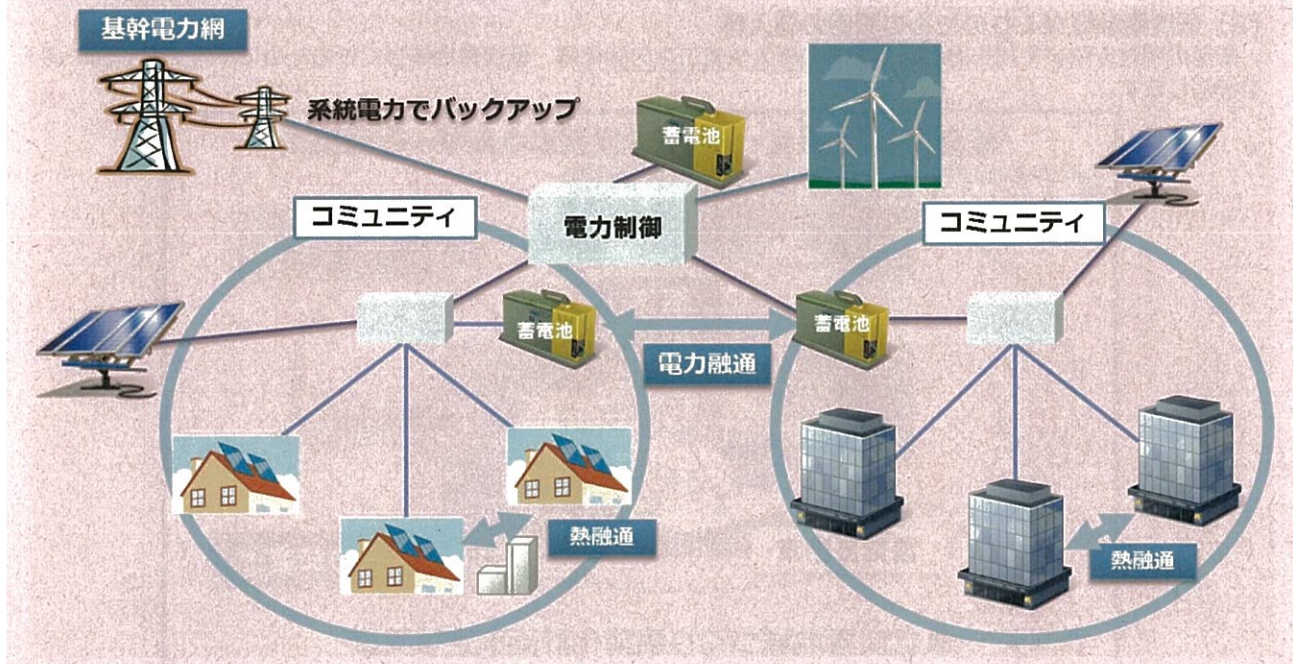
現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入困難性などの課題を克服し、低炭素な社会を創出することが極めて重要です。

このため、コミュニティや住居レベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行い、最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指します。

事業内容

大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設などで、蓄電池の集中や分散化などの最適配置、複数建物間や街区間の直流電力融通、電力需要や再生可能エネルギーの発電状況の予測・制御と一体的な電力需給マネジメント等の実証を行います。地域資源である分散型の再生可能エネルギーをベースとする自立・分散型低炭素エネルギーシステムの導入により、防災性を向上させつつ、低炭素社会と地域活性化の実現を図ります。

目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の実証



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：主要公共施設や大規模住居コミュニティなどにおいて、防災性の強化と大幅なCO₂削減を実現する給蓄電システム及び制御技術等の実証を行う事業

3. 補助割合：対象経費の3/4を上限に補助

離島の低炭素地域づくり推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、自然環境局自然環境計画課)

27年度予算額(案) 13.5億円

目的・意義

本土と系統連系がない(オフグリッド)離島は、CO₂排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存しており、また系統が脆弱のため、再生可能エネルギー(再エネ)の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にあります。

このため、離島において、再エネの大幅な導入拡大のための蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、省エネ等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速します。

事業内容

(1) 離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定、実現可能性調査(FS調査)

再エネの導入や省エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)を補助します。

(2) 低炭素地域づくりのための設備の導入等

離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助します。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：(1) (2) 地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：(1) 離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定、実現可能性調査(FS調査)を行う事業
(2) 離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・省エネ設備の導入を行う事業
(固定価格買取制度との併用不可)

3. 補助割合：(1) 定額(上限1,000万円)、(2) 対象経費の2/3を上限に補助

設備の高効率化改修支援モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

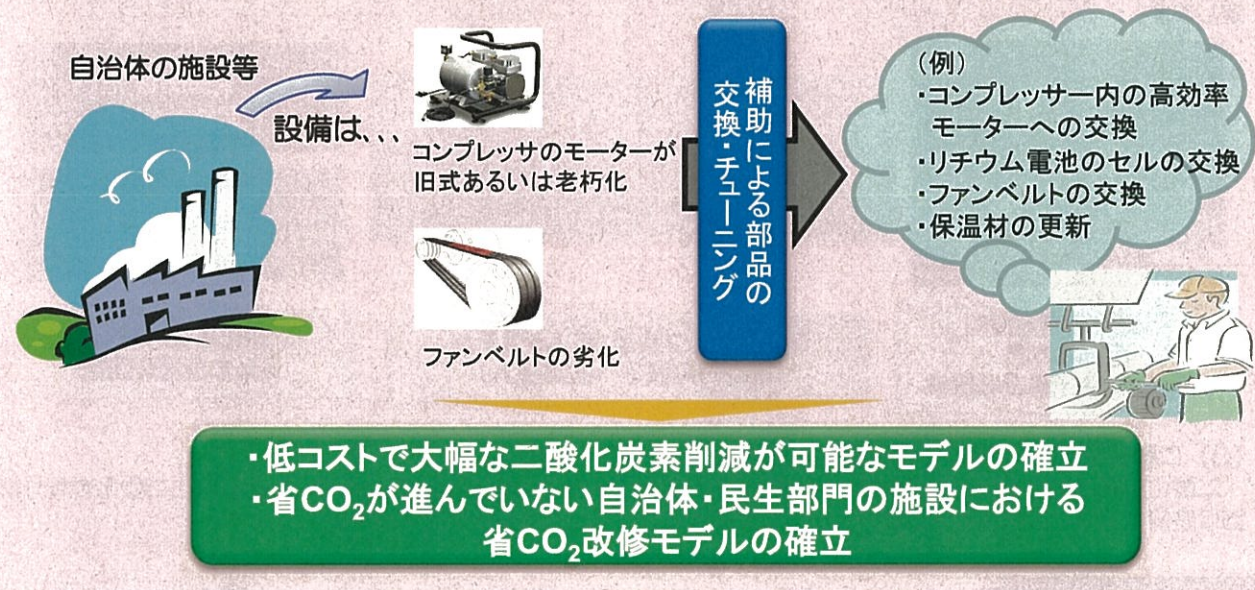
自治体の所有する各種施設や民生部門では、原油や電気料金等の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという悪循環に陥っています。

しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情です。

本事業ではこの課題を解決するため、機器全体ではなく、二酸化炭素排出量削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニングにより、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減できる、自治体の各種施設等において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルを確立することを目指します。

事業内容

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニングにより大幅なエネルギー効率の改善と二酸化炭素の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要な経費の一部を補助します。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者等
 2. 対象事業：エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業
 3. 補助割合：民間事業者
〔 資本金 1,000 万円未満：2/3 を上限に補助
〔 資本金 1,000 万円以上：1/2 を上限に補助
- 地方公共団体
〔 政令市未満：2/3 を上限に補助
〔 都道府県、政令市及び特別区：1/2 を上限に補助
- 上記以外：1/2 を上限に補助

CCS によるカーボンマイナス社会推進事業(一部経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局総務課低炭素社会推進室)

27年度予算額(案) 25.0億円

目的・意義

2014年に承認されたIPCC第5次評価報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられている二酸化炭素回収・貯留(CCS)について、環境に配慮しつつ導入を推進するとともに、我が国の技術を海外に展開し、世界全体の二酸化炭素排出削減に貢献します。

事業内容

(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業(経済産業省連携)(13億円)

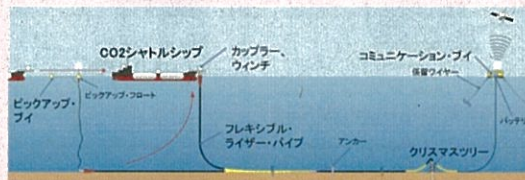
我が国周辺水域で、広域的な概査(2次元弾性波探査)、範囲を絞った詳細調査(3次元弾性波探査)等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進めます。また、環境省の実証試験における貯留地点についても、候補の調査・抽出を行います。

(2) 環境配慮型 CCS 導入検討事業(7億円)

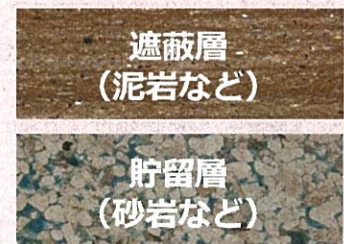
二酸化炭素を分離回収するアミン系吸収液の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・圧入の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定します。



石炭火力発電所に設置された二酸化炭素分離回収設備



シャトルシップ輸送・圧入システム(船から海底下へ直接圧入)



二酸化炭素の貯留に適した地層の調査

(3) 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業(5億円)

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する事業に補助します。

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：(3) 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業
(2) 環境配慮型 CCS 導入検討事業

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

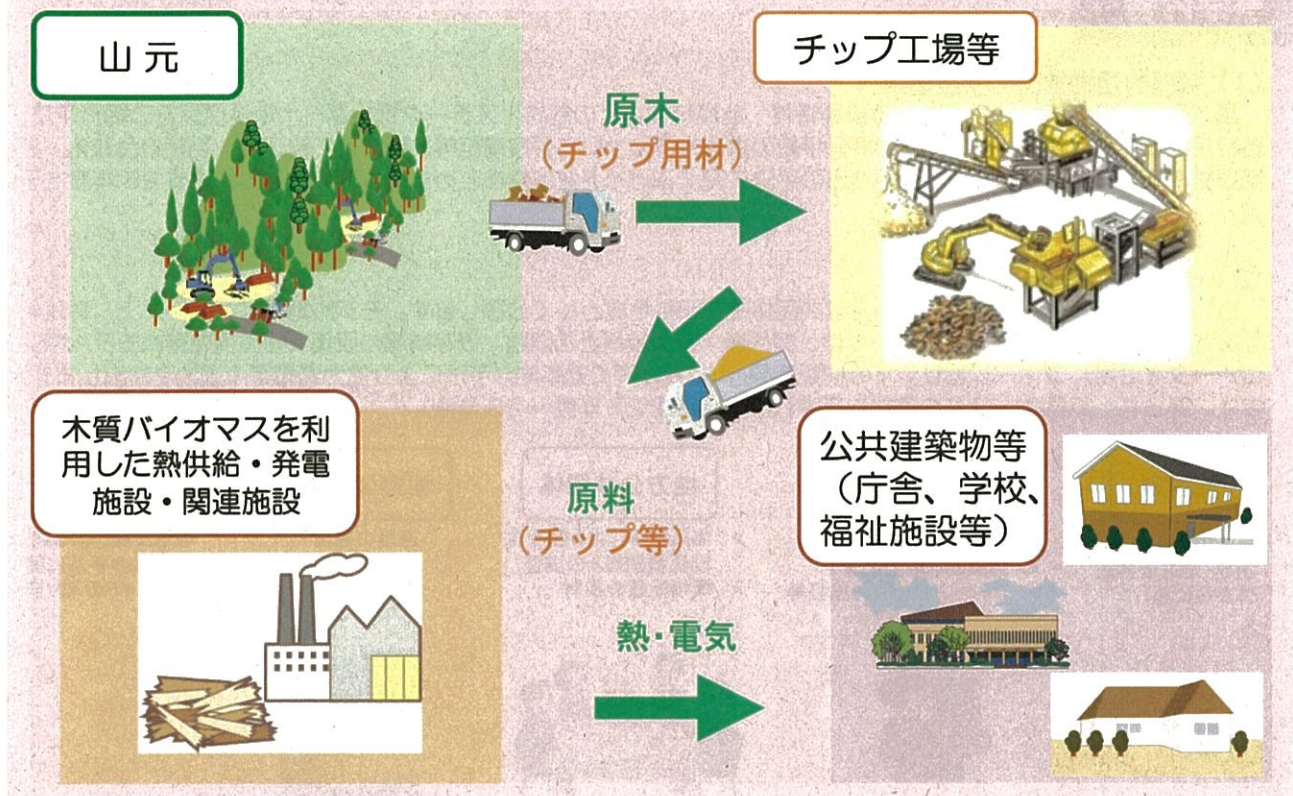
27年度予算額（案） 18.0億円

目的・意義

我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっています。これらの森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、木材利用の推進等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりを推進します。

事業内容

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施します。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体、地方公共団体等（※平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：地域における木質バイオマスを活用したモデル地域づくりの実証事業（支出委任）

風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業

(担当：総合環境政策局環境影響評価課)

27年度予算額(案) 1.6億円

目的・意義

低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきましたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見されます。

そこで、環境影響評価手法を活用して、地方公共団体の主導により、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図り、また、必要な環境情報を収集することにより風力発電の適地を抽出することで、事業者の事業計画の推進を図る適地抽出手法の構築を図ります。

事業内容

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめます(取りまとめは平成28年度を予定)。

(2) モデル地域における実践

風力発電所等の誘致に積極的な地方公共団体をモデル地域として公募します。モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度)においては、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な手法により風力発電等の適地を抽出します。また、得られた知見は、(1)の検討に反映します(平成27年度～28年度)。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(1) 地域主導による適地抽出の手法に関するガイド取りまとめのための調査等を行う事業
(2)
 - ・モデル地域における既存情報の収集、追加的な環境調査等を行う事業
 - ・モデル地域における適地抽出の実施を行う事業

再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課）

27年度予算額（案） 26.5億円

目的・意義

水素は利用時にCO₂を排出せず、効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの電力貯蔵が可能であるなど、地球温暖化対策上重要なエネルギーですが、製造時や運搬時等においてCO₂が排出される場合があります。そのため、中長期的な地球温暖化対策のためには、再生可能エネルギー等の活用による水素利活用システム（サプライチェーン）全体の低炭素化及びその検証が必要です。

さらに、先般市場投入された燃料電池自動車の早期普及のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入を加速化させる必要があります。

そのため、本事業では、水素のCO₂削減効果の評価手法の確立、地域における低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立、再生可能エネルギー由来の水素ステーションへの導入支援を行います。

事業内容

（1）水素利活用CO₂排出削減効果評価・検証事業

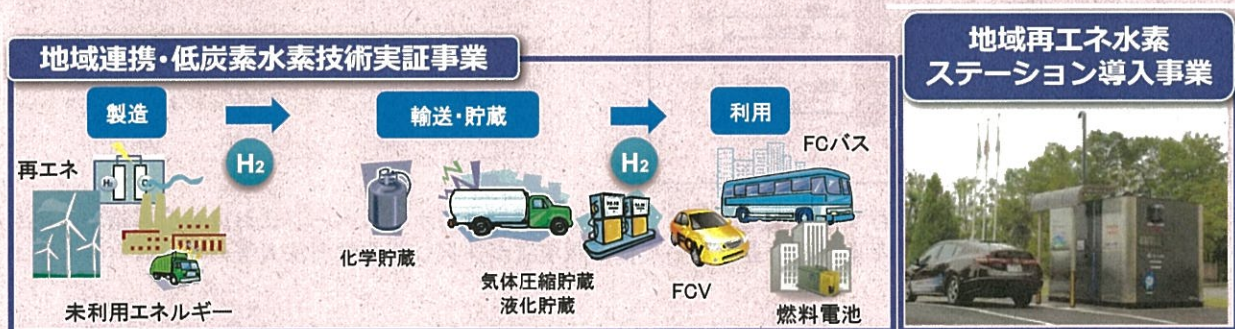
水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインを策定します。

（2）地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の特性を活かした低炭素な水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証します。また、実証を通じ、低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立を目指します。

（3）地域再エネ水素ステーション導入事業

低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入に対して補助を行います。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体でのCO₂削減効果の評価手法を検討する事業
(2) 地域における低炭素な水素サプライチェーンを実証する事業

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(3) 再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する事業
3. 補助割合：対象経費の3/4を上限に補助

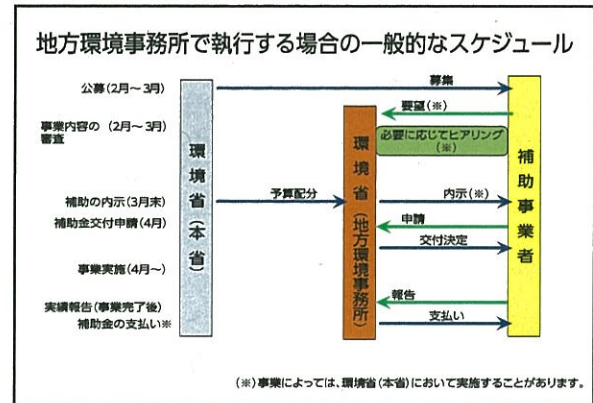
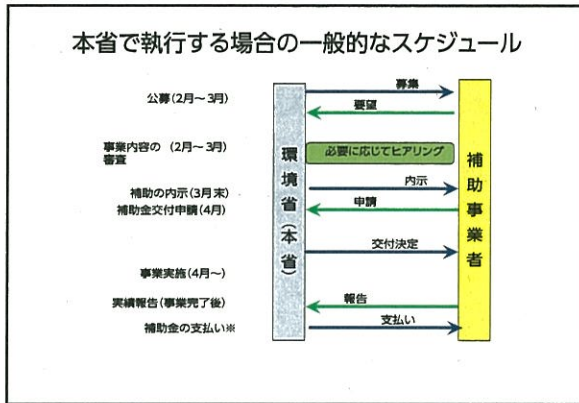
【1 補助事業の概要】

①補助事業の執行の方式

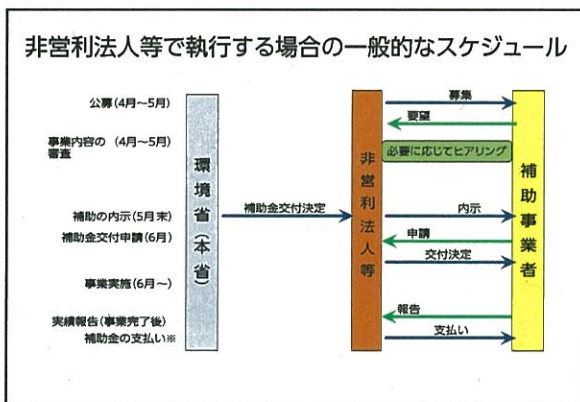
補助事業の執行の方式としては、本省又は地方環境事務所が執行するケース（直接補助事業）、本省が非営利法人等に補助金を交付し、同法人等が執行するケース（間接補助事業又は基金事業（同法人が執行にあたり基金を造成する事業））があります。

②補助金執行の一般的なスケジュール

（直接補助事業）



（間接補助事業）



※本省又は地方環境事務所で執行する事業の公募については、環境省のホームページにおける公募情報に掲載します。非営利法人等で執行する事業の公募については、環境省が採択した非営利法人等のホームページでお知らせします。

【2 委託事業の概要】

委託事業については、公募又は一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）等により事業者を決定します。詳しくは環境省又は連携省庁のホームページに掲載の公募や調達の情報をご確認ください。

【3 支出委任の概要】

支出委任を行う事業については、執行に係る事務手続きを連携省庁にて行います。

環境省担当窓口

○環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

(地球環境局：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17F)

TEL：03(3581)3351(代表)

【担当課室】 各事業ごとに以下の課室が事業を担当しています

地球環境局地球温暖化対策課
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室
地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
地球環境局総務課低炭素社会推進室
地球環境局国際連携課国際協力室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(一般廃棄物担当)
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(産業廃棄物担当)
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
総合環境政策局環境計画課
総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室
総合環境政策局環境経済課
総合環境政策局環境影響評価課
総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室
水・大気環境局自動車環境対策課
水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
自然環境局自然環境整備担当参事官室
自然環境局自然環境計画課
自然環境局国立公園課

【地方環境事務所】 地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課(北海道) 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F TEL：011(299)1952
東北地方環境事務所環境対策課(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL：022(722)2873
関東地方環境事務所環境対策課(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県) 〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL：048(600)0815
中部地方環境事務所環境対策課(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052(955)2134
近畿地方環境事務所環境対策課(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F TEL：06(4792)0703
中国四国地方環境事務所環境対策課(鳥取県、岡山県) 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 TEL：086(223)1581
中国四国地方環境事務所広島事務所環境対策課(島根県、広島県、山口県) 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1F TEL：082(511)0006
中国四国地方環境事務所高松事務所環境対策課(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F TEL：087(811)7240
九州地方環境事務所環境対策課(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 TEL：096(322)2411

平成27年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託等事業



発行 平成27年3月